

第 1 回

広島市・海田町合併協議会

会 議 録

(平成 15 年 8 月 1 日)

広島市・海田町合併協議会

第1回広島市・海田町合併協議会会議録

日時 平成15年(2003年)8月1日(金曜日) 午後2時30分～午後5時20分

場所 広島市議会議事堂4階 全員協議会室

出席委員

【広島市】	【海田町】	【学識経験者】
秋葉 忠利	加藤 天	玉川 博幸
浅尾 宰正	河野 道昭	新井 卓夫
月村 俊雄	中岡 長一	
金子 和彦	佐中 十九昭	
永田 雅紀	原田 幸治	
平木 典道	崎本 広美	
増井 克志	多田 雄一	
山田 康	松岡 修士	
松浦 洋二	正木 洋	
三宅 吉彦	中野 潔	
南部 盛一	上條 正弘	

議題

【報告事項】

- 報告1 広島市・海田町合併協議会設置協議書
- 報告2 広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書
- 報告3 広島市・海田町合併協議会事務局等に関する規程
- 報告4 広島市・海田町合併協議会財務規程
- 報告5 広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

【協議事項】

- 議題1 広島市・海田町合併協議会会議規程(案)
- 議題2 平成15年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)
- 議題3 平成15年度広島市・海田町合併協議会予算(案)
- 議題4 合併の区域及び合併の方式(案)
- 議題5 合併の期日(案)
- 議題6 行政区(案)
- 議題7 町の区域及び名称の取扱い(案)
- 議題8 慣行の取扱い(案)
- 議題9 財産及び公の施設の取扱い(案)
- 議題10 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)
- 議題11 合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案)
- 議題12 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)
- 議題13 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案)
- 議題14 一般職職員の身分の取扱い(案)
- 議題15 行政機関の取扱い(案)
- 議題16 一部事務組合等の取扱い(案)
- 議題17 消防団の取扱い(案)
- 議題18 税の取扱い(案)
- 議題19 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)

- 議題 2 0 補助金等の取扱い(案)
- 議題 2 1 国民健康保険事業の取扱い(案)
- 議題 2 2 介護保険事業の取扱い(案)
- 議題 2 3 保健・福祉事業の取扱い(案)
- 議題 2 4 ごみ及びし尿処理事業の取扱い(案)
- 議題 2 5 水道事業の取扱い(案)
- 議題 2 6 下水道事業の取扱い(案)
- 議題 2 7 広島市・海田町合併建設計画(案)

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 5名

会議資料名 第1回広島市・海田町合併協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は広島市・海田町合併協議会の事務局長を務めます、広島市企画総務局広域行政推進担当部長の平城と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、まず配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。一番上に「第 1 回広島市・海田町合併協議会次第」、次に「会長・委員名簿」、それから「配席図」、次に「第 1 回広島市・海田町合併協議会資料」と別冊の「広島市・海田町合併建設計画(案)」をお配りしておりますので御確認ください。

続きまして、出席者の皆様を広島県、広島市、海田町の順で御紹介させていただきます。

広島県の玉川地域振興部長でございます。

新井広島地域事務所長でございます。

次に広島市の秋葉市長でございます。

広島市議会の浅尾議長でございます。

月村副議長でございます。

金子大都市制度等対策特別委員会委員長でございます。

永田大都市制度等対策特別委員会副委員長でございます。

平木大都市制度等対策特別委員会副委員長でございます。

増井総務委員長でございます。

山田助役でございます。

松浦収入役でございます。

三宅企画総務局長でございます。

南部財政局長でございます。

次に海田町の加藤町長でございます。

海田町議会の河野議長でございます。

中岡副議長でございます。

佐中議員でございます。

原田議員でございます。

崎本議員でございます。

多田議員でございます。

松岡助役でございます。

正木収入役でございます。

中野企画部長でございます。

上條総務部長でございます。

次に、広島市長、海田町長、両議会の議長にごあいさつをいただきたいと思います。では、まず秋葉市長からお願いします。

(秋葉広島市長)

本日、広島市と海田町との法定合併協議会の場を迎えることができましたことを、大変喜ばしく思っております。

さて、今日の地方自治体を取り巻く情勢は、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じて厳しい財政状況が続くなど、大きく変化しており、こうした変化に的確に対応できる分権型行政システムを構築し、新時代にふさわしい地方自治を確立するため、市町村合併による行財政基

盤の強化は、もはや避けることのできない喫緊の課題となっております。

こうした中、広島地域の発展を図るためには、広島地域の東部の拠点に位置し、日常生活面や経済活動の面において広島市と一体化している海田町との合併は、特に重要であると認識しております。

昨年7月31日に、広島市・海田町合併研究協議会を設置し、同年12月までに5回の会議を開催し、両市・町の制度等の調整方針案や合併建設計画素案について協議を重ねた結果、大筋の合意に達しております。

このたび、それぞれの議会で法定合併協議会の設置議案を議決していただき、市と町との設置協議を経て、7月18日に広島市・海田町合併協議会を設置し、第1回目の開催となりました。

この協議会では、両市・町の制度等の調整方針や合併建設計画を正式に決定することになりますが、広島市及び海田町双方にとって望ましい成果が得られ、円滑に合併が実現できますよう、皆様方の格別の御協力をお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。それでは加藤町長、お願いいたします。

(加藤海田町長)

まずは、この協議会が両市・町の議会の議決を得て、予定どおり設置され、いよいよ合併の実現に向けて本格的な一歩を踏み出せましたことに対し、広島市及び広島市議会の皆様に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

顧みますれば、昨年7月、秋葉広島市長に合併に関する任意協議会の設置を申入れをいたしました。市長には真摯に受け止めていただき、これを機に合併の取組がスタートしたわけでございます。この任意協議会では、5回の公開協議を重ね、行政制度の取扱いや、今後の海田地区の発展方向を示す合併建設計画素案について、大筋で合意となり、今回、法定協議会の段階へと進んできたところでございます。これまでの皆さん方の熱心なお取組や、温かい御協力、御支援に対し、心より厚く感謝を申し上げます。

広島市と海田町の合併につきましては、昭和45年に広島市長から申入れを受けて以来、広島市との合併は避けて通れない問題として考えてきたところでございます。21世紀、地方の時代といわれる中、地方分権の担い手である市町村が住民へのサービス水準を向上させていくことが重要であり、現在の厳しい財政状況の中、地域住民の福祉向上を図っていくためにも合併を進めることが最良であると確信をいたしているところでございます。

本日から始まります合併協議会では、平成16年4月1日の合併を目標に、合併協定書の協議、決定や、合併建設計画の作成を進めることとなりますが、この合併協議会が地域の一体的な発展と住民福祉の向上が図れるよう、幅広い視野で議論され、相互に有意義で実りあるものとなるよう努力してまいりますので、今後とも委員の皆さん方のより一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうも、本日はありがとうございます。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。浅尾市議会議長、お願いいたします。

(浅尾広島市議会議長)

本日、法定の広島市・海田町合併協議会が開催される運びになりましたことは、海田町当局、議

会、並びに住民の皆さんの御熱意と御尽力によるものであり、厚くお礼を申し上げます。

さて、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、厳しい世界経済情勢の下、国においては市町村の行政サービスを向上させるため、行政の規模の拡大や広域的な行政運営の観点から、自主的な市町村合併を進めており、本市においても、合併に向けた取組を推進してきたところであります。

御承知のとおり、海田町は広島地域の東部地区の中心に位置し、日常生活圏は既に本市と一体化しております。そのため、合併に向けて昨年設置された任意の協議会であり、広島市・海田町合併研究協議会において、行政制度等の調整方針や合併建設計画素案について、鋭意協議を重ねられたところであります。

今後、本協議会において、行政制度等の調整方針や合併建設計画等、海田町民、広島市民の将来に関わる非常に重要な問題を決定していただくわけではありますが、海田町民、広島市民双方にとって、望ましい結果の下に円滑な合併が進んでいくことを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(平城事務局長)

ありがとうございました。河野町議会議長、お願いいたします。

(河野海田町議会議長)

海田町議会の河野でございます。広島市及び海田町の議会におきまして、合併協議会の設置が可決され、こうして正式に合併について議論ができる場が設けられたことを大変意義深く受け止めるとともに、広島市当局及び広島市議会の皆さん方の御尽力に厚くお礼を申し上げます。

全国の自治体の合併の動きにつきましても、急を告げ、いろいろ論議されておるようでございますが、私どもの合併におきましても、御承知のとおり、合併に対する考えにつきましては、いろいろな意見がございます。すべてが一つの意見ということは、なかなか難しい状況でございます。

いよいよ、本日から合併協議について、合併に向けてのいろいろな協議を行っていくわけですが、海田町といたしましても、広島市さんとともに今後のまちづくりを考え、実り多い結論が出るよう望んでおります。

また、少数の意見にも傾聴いただきまして、今後のまちづくりに少しでも反映されんことを願うものでございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。

続きまして、本協議会の会長、副会長につきまして、協議会規約に基づいて、広島市長が会長に、海田町長が副会長に就任しておりますので、御報告いたします。

本協議会の議事進行は、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(秋葉会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。これから議事を座ったままで行いたいと思います。

昨年の任意の合併協議会に続いて、会長を務めさせていただくことになり、責任の重さを痛感しております。

皆様方には忌憚のない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは最初に、この合併協議会設置に至るまでの経緯について、事務局からの説明をお願いします。

(平城事務局長)

はい、それでは、御説明させていただきます。

お手元にあります「第1回広島市・海田町合併協議会資料」の1ページを御覧ください。「広島市・海田町合併協議会設置に至るまでの経緯」でございます。

まず、1の「広島市から海田町への合併の申入れ」でございます。

広島市は、「日常生活面で特につなぐりの強い地域は、一つの行政体として一元的な都市経営と行政サービスを提供することが地域の発展と住民福祉の向上に寄与する」との観点から、昭和45年以来、広域合併を推進しており、広島市から海田町に対しまして、昭和45年8月と昭和53年3月に文書で合併の申入れがなされております。

続いて、2の「その後の主な経緯」でございます。主なものを御説明いたします。

平成8年1月、海田町長が「合併問題について調査・研究する検討会の設置協力」を広島市長へ申入れられたのを受け、2月には「広島市・海田町合併問題検討会」を設置、平成10年8月には「広島市・海田町合併問題等調査研究会」を設置するなど、両市・町共同で調査・研究を進めてまいりました。

こうした中、平成13年の12月でございますが、海田町議会で、町長におかれましては「来年度平成14年度でございますが には、広島市との任意の合併協議会を議会の賛同を得た後設置し、協議を始める時期にきている」旨及び「合併の時期については、合併特例法の期限内で、なおかつ町長の任期内に責任を全うすべきではないかと考えている」旨の発言をされました。

この町長の12月町議会での発言を受け、昨年2月に市長が町長を訪問し、今後とも合併に向け双方協力して取り組みたい旨伝え、町長もこれに賛同されました。

その後、昨年7月31日に任意の合併協議会である「広島市・海田町合併研究協議会」を設置して、12月までに5回の協議会を開催し、行政制度等の調整方針案や合併建設計画素案について、大筋で合意に達したところでございます。

そして、先月4日に、市・町それぞれの議会において、法定の合併協議会の設置議案を可決していただき、その後、市と町との設置協議を経て、18日に「広島市・海田町合併協議会」を設置したところでございます。

経緯につきましては、以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、次に報告事項がございますので、報告事項をお願いいたします。

報告1は「広島市・海田町合併協議会設置協議書」、報告2は「広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書」、報告3としては「広島市・海田町合併協議会事務局等に関する規程」、報告4は「広島市・海田町合併協議会財務規程」、報告5は「広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」。これらについて、一括して事務局からの説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。

資料の2ページの報告1を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会設置協議書」でございます。

先月4日に、市・町それぞれの議会において、合併協議会の設置に係る議案が可決された後、「地方自治法」及び「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき規約を定め、広島市・海田町合併協議会を設置することについて市と町が協議したものでございます。

3ページから6ページまでは、本協議会の規約でございます。

次に、7ページの報告2を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書」でご

ざいます。

本協議会の規約に規定する「広島市及び海田町の長が協議して定める事項」について、市長と町長が協議したものでございます。

第1条から第3条で、この協議会を構成する会長及び委員に関する事項について、8ページになりますが、第4条で協議会の事務に従事する職員について、第5条で協議会に要する経費の負担に関する事項について、第6条で規約の施行期日について、それぞれ市と町で協議した内容を定めております。

以上、報告1及び報告2の協議を経て、7月18日に広島市・海田町合併協議会を設置いたしました。

なお、広島市及び海田町は、同協議会が7月18日に設置された旨及び規約を、同日付けで告示するとともに、市・町連名で協議会の設置を広島県知事に届け出ております。

続きまして、報告3、報告4及び報告5は、規約に基づき、会長が定めた各種規程でございます。順に御説明します。

まず、10ページの報告3を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会の事務局等に関する規程」でございます。

この規程は、規約第10条に規定する、協議会の事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務処理について定めたものです。

第2条から第6条までは協議会の事務局について、第7条から第10条までは協議会の職務権限、情報公開、文書の取扱い等について、それぞれ定めております。

続きまして、12ページの報告4を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会財務規程」でございます。

この規程は、規約第13条の規程に基づき、協議会の予算の編成など、財務に関し必要な事項を定めたものです。

第3条第2項では、「協議会の会長は、予算を調整し、協議会の会議に諮り、その承認を得なければならぬ。」としており、後ほど、この規程に基づき、協議会の予算について御協議いただくこととしております。

続きまして、14ページの報告5を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。

この規程は、規約第15条に規定する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めたものです。

第2条で報酬について定めており、協議会の委員等には、1日につき11,000円の報酬を支給することとしております。ただし、委員等が普通地方公共団体の長、常勤職員等であり、地方自治法第204条第1項に規定する給料を受けているときは、報酬を支給しないこととしております。

また、第3条は費用弁償について定めており、委員等が、協議会の用務により広島市及び海田町の区域外に旅行したときは、必要な弁償をすることとしております。

以上、御説明しました3つの規程は、協議会の設置日である平成15年7月18日から施行しております。

報告事項に関する説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。これにつきまして、何か御質問や御意見等ございましたら、お願いいたします。

(佐中委員)

はい、議長。

(秋葉会長)
はい、どうぞ。

(佐中委員)

議長にお尋ねをいたします。市長さんですね。報告1の中にありましたように、2001年の12月議会で海田町長が「自分の任期中に合併をしたい」という発言から、この問題が急速に進んでおります。その1年前の2000年5月の町長選挙では、合併問題は町長は慎重論で、あまり選挙の争点にはなりませんでした。こうしたことから、町長が合併をするという表明したため、説明会でも意見交換会でも、理事者側の説得会的な実態でありました。住民からの、合併の賛否は住民投票してほしい、実施してほしい、という請願や、もう1年合併の期日を延ばしてほしいという、こういう請願は議会で否決されたものの、町は全く実施する気がございません。

秋葉市長は、重大な施策や方針は、市民投票を実施し、市民の意向に基づき、直接民主主義を大事にされ、文字どおり市民主人公の立場をとられております。私は、政令市という大都市で住民投票を実施する秋葉市長のその政治姿勢は、まさに21世紀の時代の先端であるというように考える一人でもございます。

しかし、海田町は町という一つの法人格を持つ自治体がなくなるというのに、町民が決めるという機会の場は、これまで設けていただけませんでした。逆に、自分の任期中に合併をしたいということから、自分の都合で合併をするということから、議員の中からも、町民も、民意の反映は全くないという印象が強くなります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、他の自治体のことで、当事者も同席しているのでお答えにくいと思いますが、このようなやり方で・・・、やり方では性急であり、そのことにより禍根を残すことになってますが、どのようなお考えなのか、お尋ねをするわけでございます。

もう一つは、また海田町議会は法定協議会を設置するに当たって・・・。

(秋葉会長)

すみません。ただいま、ここで議題になっておりますのは、報告事項、報告の1から5までについてでございますので、その報告に関しての御発言ではないようですので、しかるべきときに御発言をいただければと思います。

(佐中委員)

いや、報告の中にあるのですよ。今の報告1で、13年の12月にそう言った。そのことの実態をお話・・・。

(秋葉会長)

それは、合併協議会設置に至るまでの経緯の部分です。経緯については説明はいたしましたけれども、それは経緯の説明ですので、そのことについては、現在、御発言をいただく場ではないというふうに私は理解をしておりますが、後ほどの協議の場で、またしかるべきときに御発言を。

(佐中委員)

では、こういう問題は協議の場で設けていただけるのですね。

(秋葉会長)

協議の場では、合併に関する様々な御意見を伺うことになっておりますので、その場で御発言いただければ。

(佐中委員)

私は、前段にこの問題について明らかにして、そして慎重審議というようなそういう方向でいきたいと考えているのですが、議長さんのそういう議会運営の問題について、どういう方法で進めていただけるのか、ちょっと、では先に、知らせていただきたいというように思います。

(秋葉会長)

現在の報告の1から報告の5まで、これは、主に設置協議書、それから規約に関する協議書、事務局についての規程、財務規程等々、主にこの協議会の枠組みについての報告を受けたところでございます。それから、その前の報告はこれまでの経緯ということで、日程を追った事実関係の報告がございました。

ただいまの御議論は、今まで聞いたところで理解いたしますと、合併そのものについてのかかなり根本的な御議論だと思いますので、これは後の議題の中で、これは、どこがあれですかね、議題2あるいは3のあとに、これはお願いできればと思います。

それから議題の4から27まで、これは任意協議会で協議した事項ですけれども、その中でしかるべき所が、御意見を言っていたくしかるべき場所があるというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

(佐中委員)

では、発言を保証してくれるんですね。

(秋葉会長)

後ほど、しかるべきところで発言していただくようにいたします。

報告事項について、その他、御質問や御意見はございますでしょうか。はい。

(佐中委員)

15ページです。

(中岡委員)

まだ入っておりません。

(佐中委員)

はい、それじゃ、すみません。

(秋葉会長)

それでは、その他御質問、御意見がなければ、協議事項に移りたいと思います。

議題1の「広島市・海田町合併協議会会議規程(案)」について、お諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の15ページの議題1を御覧ください。「広島市・海田町合併協議会会議規程(案)」でございます。

この規程は、第1条に規定しているとおり、規約第9条第5項の規定に基づき、協議会の会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

規程は、大きく「第1章 総則」「第2章 会議の公開等」「第3章 議事」「第4章 会議の傍聴」「第5章 会議録」「第6章 雑則」で構成しております。

以下、条文について順次御説明いたします。

第2条は議長及び委員の責務について定めております。

第3条は会議の公開について定めており、会議は公開を原則としますが、会議の内容が個人に関する情報など、広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を含む場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により非公開にすることができるとしております。

第4条は会議開催の公表について定めており、会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとしております。

第5条は会議の開閉について定めております。

第6条は会議における発言について定めております。

第7条は表決について定めており、会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとしております。

16ページを御覧ください。

第8条から17ページの第16条までは、会議の傍聴について定めており、会議は非公開とするときを除いて、傍聴することができる、としております。

第17条及び第18条は会議録について定めており、公開した会議の会議録及び資料は公表することとしております。

最後に、附則でございますが、本規程の施行期日は、本日、御承認を得ての施行となるため、平成15年8月1日としております。

説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、分かりました。これにつきまして、御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(佐中委員)

はい、じゃあ具体的にお尋ねをいたします。3分の2以上の賛成をもって決するというのが条項にありますけれども、これはまあ、原案が重大性を帯びているということで、表れであると思いますが、修正案や要望、また、配慮する問題について、手続上どのような方法で行われるのか。あるいは、少数発言の意見についてはどのように配慮されるのかをお尋ねをいたします。

(平城事務局長)

会議の中で、予算、あるいは事業計画、あるいは何らかの形で決めていかないと会議が進行できないようなものもあると思います。それで、民主主義の規定に基づきまして、多数決の原理でございますけれども、通常、議会等でもですね、通常、物事を決するときには過半数で決するわけでございますけれども、特に重要な問題等につきましては、特別多数議決等で、3分の2というような規定もございますので、そこらを準用して決めております。

少数意見等の尊重でございますけれども、できるだけ会議の運営につきましては、運営が円滑にいくようにということで、そこらあたりは配慮していくつもりでおります。

何か決めなければいけないときには、この規定に基づいて決めていくと。何らかの形でそういった表決の規定があるということで、3分の2という規定を事務局としては提案させていただいております。以上でございます。

(佐中委員)

お答えの中身はわかりました。そういう趣旨を踏まえてですね、今から審議する中身について、いろいろ協定、協議会でですね、これ以外の要望が出た場合に、合併の建設計画以外の予算の中で、10年のそういう建設計画以外のそういう一般会計の予算で、配慮していただきたいという希望を持っているのですが、その点はいかがですか。

(平城事務局長)

合併建設計画以外の、合併後にですね、必要な事業が出た場合のことと思いますけれども、過去の合併の例から言いましても、合併建設計画とは別に、必要に応じてですね、全市的にやっていかなければいけないようなものにつきましては、別途やっておるということでございますので、それはその都度、必要性等を勘案しながらやっていくということになるかと思えます。

(秋葉会長)

その他に、その他の御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。本案について、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

ありがとうございました。御了承いただきましたので、議題1の「広島市・海田町合併協議会会議規程」につきましては、原案のとおり決定いたします。

なお、本日の会議の会議録には、会長と会長が指名した2名の委員が署名することになっておりますので、今回は浅尾委員と河野委員を指名させていただきます。会議録を調製した後、確認と署名をいただいた上で、インターネット上で公開したいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、議題2の「平成15年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)」それから、議題3の「平成15年度広島市・海田町合併協議会予算(案)」について、一括してお諮りいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。

資料の18ページの議題2を御覧ください。「平成15年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)」でございます。

まず、1の「会議の開催」でございます。広島市と海田町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催することを定めています。

次に、2の「合併建設計画の作成」でございます。広島市と海田町の合併建設計画の内容となります建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画、財政計画等を作成することにしてあります。

続いて、3の「行政制度等の調整方針の協議」でございます。主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議することにしてあります。

続いて、4の「合併協定書調印式の実施」でございます。合併建設計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書調印式を実施することにしてあります。

続いて、5の「広報の実施」でございます。合併協議会の協議結果等の概要について、住民への周知を図るため、ホームページを開設するとともに、協議会日より、パンフレットを作成し、広島市及び海田町の住民に配布することにしてあります。

最後に、6の「協議会報告書等の作成」でございます。合併協議会における合併建設計画や行政制度等の調整方針に関する協議結果の報告書等を作成することにしてあります。

続きまして、19ページを御覧ください。参考として、「広島市と海田町との合併に関するスケジュ

ール(案)」をお示ししています。このスケジュールは、任意の合併協議会で大筋合意いたしました、平成16年4月1日に合併することを目標とした案でございます。

法定の合併協議会は、県知事への届出や告示手続の上、先月18日に設置しております。法定の合併協議会では、任意の合併協議会での協議結果を踏まえて、合併建設計画をはじめ、合併に係る主要事項の協議・決定を行います。また、合併建設計画につきましては、本協議会で御承認いただいた後に、県知事との協議を経た上で、決定されることとなります。

法定の合併協議会での協議がすべて整いますと、本市と海田町で合意した事項について、合併協定書を締結し、本市及び海田町は、それぞれの議会での合併議決をいただくこととなります。この合併議決は9月を目標とすることを想定しております。

この合併議決後、本市及び海田町は、知事に対して合併の申請を行い、知事は、県議会での議決を経て本市と海田町の合併を決定し、総務大臣に合併の決定を届け出ます。この県議会での議決は、12月を想定しております。総務大臣は、知事からの届出を受けて、直ちにその旨を告示し、その告示をもって本市と海田町の合併の効力が生じることとなっております。

続きまして、資料の20ページの議題3を御覧ください。「平成15年度広島市・海田町合併協議会予算(案)」でございます。

先ほどの事業計画に掲げました事業を進めていくために必要な予算を定めております。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万9千円と定めております。次に第1条第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとしています。

21ページを御覧ください。歳入歳出予算の内訳でございます。

歳入、歳出とも款、項、目に区分して定めていますが、歳入の内訳として目の欄を見ていただきますと、負担金1,000万円、預金利子が1千円、雑入が8千円でございます。負担金は、広島市及び海田町がそれぞれ500万円ずつ負担するもので、この市・町の負担金には、それぞれ国の「合併準備補助金」を全額充てることにしております。

次に支出でございますが、目の欄を見ていただきますと、会議費として101万円を計上しております。内訳は、協議会委員報酬、協定書調印時における会場の借上料などでございます。また、事務費として、814万2千円を計上しており、内訳は、臨時職員の賃金、総務省協議用旅費、広報用のパンフレット、協議会報告書、協議会便りや協議会のホームページの作成料などでございます。また、今後、予定外の経費が必要となった場合に備えて、予備費を85万7千円計上しております。

説明は以上でございます。

(秋葉会長)

ありがとうございました。御質問、御意見を伺うわけですが、先ほどの佐中委員の問題提起にスケジュールのことがございました。ここに参考までにスケジュールというのが入っておりますので、そのスケジュールに関連する部分については、ここで再度御質問いただければ、簡単に要約していただければと思いますが、いかがですか。

あの、この協議会の事業計画についての、恐らく質問だと思いますが、このあとは4～27、一括して説明をするということを考えておりますが。

(佐中委員)

議題5であります。

(秋葉会長)

議題5ですか。わかりました。そのあとでまた、御質問があったようですけども、それは建設計画、合併建設計画に関することでしたら27ですから、それは、27にございますので。わかりまし

た。では、4～27はそのあとで行いますので。

その他の御質問はございますでしょうか。はい、どうぞ。

(崎本委員)

崎本でございます。今日は8月1日でございますが、9月の合併議決、市と議会との議会までに合併決議をされるとここに説明してありますが、8月いっぱい、法定協議が合意に達するまで、法定協議会をいくら、何回ぐらいやられるか。もしか計画があったらお願いいたします。

(秋葉会長)

はい、事務局お願いします。

(北吉事務局次長)

事務局の次長でございます。今、この事業計画、また予算の中でとりあえず想定しておりますのは、大体3回程度ということで想定しております。この、3回程度と申し上げますのは、この法定協議会に先立ちまして、昨年度、任意の協議会で合併協定事項に関しまして、いろいろ事務事業の調整方針、また合併建設計画素案の協議を十分してまいりました。で、大筋の合意が得られているということで、いくつか懸案もございしますが、そういったものも本日お示しする予定としておりますので、3回程度をまず事務局としては御提案をさせていただいているものでございます。

(秋葉会長)

はい、どうぞ。

(佐中委員)

先ほどと関連をいたしますが、私は議会代表で来ております。海田町の議員全体に周知するためにも、この回数の問題もありますが、その期間の問題が必要になってまいります。そういう面で、バランスのとれた、あるいは要望としては9月といわず12月ぐらいまでの、そういう期間を設けてほしいというように思うのですが、それはいかがですか。

(秋葉会長)

事務局、お願いします。

(平城事務局長)

これは、このあとの議題にも関係してきますけれども、16年4月1日の合併ということになれば、それに従った、また、スケジュール等も必要になってまいりますので、そのあたりは、この協議会の場で決めていただくようなことになろうかと思えます。

(秋葉会長)

はい、その他、御質問ございますでしょうか。

ないようですので、それでは本件につきまして、議題2と議題3ですが、本件について御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、それでは、御了承いただきましたので、議題2の「平成15年度広島市・海田町合併協議会

事業計画」、議題3の「平成15年度広島市・海田町合併協議会予算」については、原案どおり決定いたします。

次に、議題4から議題27までについては、昨年開催いたしました任意協議会で協議した事項でございます。これらについて、一括して事務局から説明をお願いいたします。

(平城事務局長)

それでは、御説明いたします。

議題4から議題26の行政制度等の調整方針案につきましては、昨年度開催しました任意の合併協議会において、大筋合意を得ているものでございますが、「出張所の取扱い」及び「水道料金の取扱い」につきましては、引き続き調整を行うものとなっていたものであります。

本日は、後ほど御説明いたしますが、この「出張所の取扱い」及び「水道料金の取扱い」についても、広島市と海田町で繰り返し何度も協議した結果の内容を調整方針案として提示しております。

それでは、22ページの議題4を御覧ください。「合併の区域及び合併の方式」でございます。

中段の欄にありますように、調整方針(案)は「安芸郡海田町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。」としております。

続きまして、23ページの議題5を御覧ください。「合併の期日」でございます。

合併期日につきましては、住民サービスへの影響や合併以降の円滑な対応等を総合的に勘案し、調整方針(案)として、「合併の期日は、平成16年4月1日とする。」としております。

続きまして、24ページの議題6を御覧ください。「行政区」でございます。

調整方針(案)は、地理的条件等を勘案して、「安芸郡海田町の区域は、安芸区に属するものとする。」としております。

続きまして、25ページの議題7を御覧ください。「町の区域及び名称の取扱い」でございます。

まず現況比較で、広島市と海田町の町の数と比較しております。現在の安芸区の町数は74となっておりますが、海田町には住居表示を実施して町の区域を設定している曙町など47の町と、山地部で住居表示を実施していない海田市及び東海田がございます。

次に、調整方針(案)は、町の区域につきましては、「海田町の現行の町の区域をもって、合併後の町の区域とする。また、海田市及び東海田の区域をもって新たに町の区域を設ける。」としております。

また、町の名称につきましては、「海田町の現行の町の名称のすべてに「海田」の冠称を付す。また、海田市及び東海田を区域とする町の名称は、海田町(かいたちょう)とする。」としております。26ページにこれらを一覧表にまとめております。

続きまして、27ページの議題8を御覧ください。「慣行の取扱い」でございます。28ページにかけて、広島市、海田町、それぞれの現在の慣行を掲げております。

28ページを御覧ください。調整方針(案)は、「町章、シンボルマーク、町の花、町の木、町民憲章及び宣言は、広島市の制度に統一するものとする。」としております。

続きまして、29ページの議題9を御覧ください。「財産及び公の施設の取扱い」でございます。

現況比較といたしまして、まず、1の「財産」では、(1)の「一般会計・特別会計」の表で、広島市及び海田町の行政財産、普通財産、有価証券、出資による権利、債権、基金、物品の現況をお示ししております。(2)の「企業会計」の表では、水道事業及び1枚おめくりいただき30ページになりますが、下水道事業について、有形固定資産と投資の状況をお示ししております。また、その下の「起債残高」の表で、両市・町の各会計別の平成14年度末現在高見込みの現況をお示しております。

31ページを御覧ください。2の「公の施設」でございますが、お示ししているように、福祉施設、保健衛生施設等と道路に分類して現況を比較しております。

以上の財産及び公の施設の取扱いについての調整方針(案)は、「(1)海田町の財産は、すべて

広島市に引き継ぐものとする。(2)海田町の公の施設は、海田町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。」としております。

海田町における使用形態等を考慮して用途を定めるとは、海田町独自の施設や複合的な機能を有した施設、合併を機会に施設用途の変更や廃止が検討されている施設について、広島市が引き継ぐに当たり、現行の使用形態等を考慮するとともに、広島市の施設区分等との整合を図りながら取扱いを定めるという趣旨でございます。

32ページを御覧ください。現在の海田町の公の施設について、調整方針(案)に基づいて広島市と海田町とで調整を行った現時点における合併後の用途(予定)を掲載しております。まだ調整中の施設が少し残っておりますが、なるべく早く調整を終えたいと考えております。33ページから35ページにかけて、広島市の公の施設について、内容を掲載しております。

続きまして、36ページの議題10を御覧ください。「議会の議員の定数及び任期の取扱い」でございます。

現況でございますが、広島市では、議員の定数は60人、任期は平成15年5月2日から平成19年5月1日までとなっております。海田町では議員の定数は20人、任期は平成13年4月1日から平成17年3月31日までとなっております。

調整方針(案)といたしましては、「議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、広島市議会議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会議員の任期に相当する期間、広島市議会議員の定数を増加し、旧海田町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行うものとする。」としております。

これは、一般的に定数特例制度といわれるもので、備考欄にありますように、海田町の場合、この定数特例による増員数は2名となり、この適用期間は、合併期日における広島市議会議員の残任期間である平成19年5月1日までと、次の一般選挙により選出される広島市議会議員の任期である平成23年5月1日までとなります。

続きまして、37ページの議題11を御覧ください。「合併後における旧海田町議会議員の取扱い」でございます。

調整方針(案)は、「合併後における旧海田町議会議員の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、38ページの議題12を御覧ください。「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

まず、現況比較でございますが、1の「農業委員会の委員の定数及び実員」にありますように、広島市の農業委員会は、定数、実員ともに38人、海田町の農業委員会は定数で13人、実員で12人となっております。2の「任期」につきましては、広島市は平成13年6月17日から平成16年6月16日までとなっており、海田町は平成14年4月1日から平成17年3月31日までとなっております。以下、3には「農地面積」を、4には「基準農業者数」をそれぞれ記載しております。

次に調整方針(案)でございますが、「(1)海田町農業委員会は広島市農業委員会に統合するものとする。(2)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づき、海田町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を1人とし、広島市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間、広島市農業委員会の委員として引き続き在任するものとする。」としております。

続きまして、39ページの議題13を御覧ください。「合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い」でございます。

現況比較にありますように、海田町の特別職等の職員は、町長、助役、収入役及び教育長の4人でございます。

調整方針(案)は、「合併後における旧海田町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについて

は、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、40ページの議題14を御覧ください。「一般職職員の身分の取扱い」でございます。

まず、現況でございます。1の「職員の定数」についてでございます。広島市が1万1,740人、海田町が274人となっております。次に、2の「職員の実数」についてでございます。広島市が1万1,365人、海田町が240人となっております。次に、3の「給料表等」についてでございます。給料表は各職員の職務に応じて適用されるもので、広島市には9種類、海田町には2種類の給料表がございます。また、行政職の級に応じた標準職務を下の方に掲載しております。

41ページを御覧ください。4に広島市と海田町の「諸手当」について掲載しております。

調整方針(案)としましては、「(1)海田町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。(2)職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、広島市の職員との均衡を失わないよう公正に取り扱うものとする。(3)合併に伴い退職する旧海田町の職員の退職手当については、優遇措置を講ずるものとする。(4)前3号の取扱いについての細目は、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、42ページの議題15を御覧ください。「行政機関の取扱い」でございます。

現況でございますが、執行機関と附属機関について、43ページから47ページにかけてお示ししております。43ページは広島市の行政機構でございます。44ページをお開きください。合併後に海田町の区域が属する行政区である、安芸区の行政機構でございます。45ページは海田町の行政機構でございます。46ページをお開きください。広島市と海田町の附属機関でございます。

42ページにお戻りいただきまして、調整方針(案)についてでございますが、この協議項目のうち、出張所の取扱いについては、昨年開催した任意の合併協議会において、安芸区役所と海田町役場は距離的にも近く、公共交通機関などを利用すると、安芸区役所のみで海田町全域の事務を処理しても住民の利便性は低下しないと考えられることなどから、「海田町の区域内には、区役所の出張所は設置しない。」とする調整方針案を提出しました。

これに対しまして、海田町の委員から、「協議調整になお時間をかけてほしい。」「住民感情に配慮してほしい。」という趣旨の御意見が出され、協議が整わず、引き続き法定協議会に向けて調整を行うことになったものでございます。

その後、任意協議会や住民説明会での住民からの要望や、町議会における出張所等の設置を求める決議等を踏まえ、何らかの窓口機能を町域内に確保することについて、海田町から広島市に対して、繰り返し何度も要望をされました。

広島市としましても、円滑な合併が実現できるよう海田町と十分に協議し、検討した結果、住民票の写し、印鑑証明、納税証明の交付などの窓口機能を確保することとして、今回の調整方針(案)としては、「海田町の区域内に、安芸区役所の連絡所を置くものとする。」としております。

次に、附属機関の取扱いについては、「海田町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないこととする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。」としております。

続きまして、48ページの議題16を御覧ください。「一部事務組合等の取扱い」でございます。

現況でございますが、まず「1 一部事務組合」で、広島市又は海田町が構成団体となっております。一部事務組合について、名称と共同処理する事務、組合を組織する地方公共団体をお示ししております。

広島市と海田町がともに構成団体となっている一部事務組合としては、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合、広島県海田高等学校財産組合がございます。そのほか、海田町が構成団体となっているものとして、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合、安芸郡町村税等滞納整理組合がございます。

次の「2 公社等」では、広島市と海田町の公社等の現況をお示ししております。

海田町には、海田町土地開発公社、社会福祉法人海田町社会福祉協議会、社団法人海田町シルバ

ー人材センターの3団体がございます。

49ページを御覧ください。調整方針(案)としましては、「(1)海田町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合及び安芸郡町村税等滞納整理組合については、合併の日をもって脱退し、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合及び広島県海田高等学校財産組合については、広島市が当該組合の規約について必要な変更を行うよう所定の手続をとるものとする。(2)海田町土地開発公社は、合併の日までに解散し、その保有する土地は、海田町が取得するものとする。(3)社会福祉法人海田町社会福祉協議会は社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会に、社団法人海田町シルバー人材センターは社団法人広島市シルバー人材センターに、それぞれ統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。」としております。

50ページを御覧ください。広島市にある公社等37団体を一覧にしてお示ししております。

続きまして、51ページの議題17を御覧ください。「消防団の取扱い」でございます。はじめに、広島市及び海田町の消防団の現況について御説明いたします。

まず、(1)の「組織及び定数」でございますが、広島市につきましては、1行政区1消防団の体制をとっており、8消防団81分団で、条例定数は2,613人としております。このうち、安芸消防団は9分団、安芸消防団の団定員は304人となっております。海田町の消防団につきましては、3分団、条例定数125人の体制となっております。

次に、(2)の「報酬」につきましては、年単位で支給される年額報酬と、出務ごとに支給される出務報酬とがございます。

まず、「ア 年額報酬」でございますが、広島市につきましては、消防団長で7万9,000円、以下それぞれ階級ごとに報酬額を定めております。海田町につきましては、消防団長で6万8,900円、以下それぞれ階級ごとに報酬額を定めております。

次に、「イ 出務報酬」でございますが、広島市につきましては、出務に要する時間によって、5時間以上、2時間以上5時間未満、2時間未満の3つに区分し、報酬額を定めております。海田町につきましては、出務に要する時間にかかわらず、1回当たり3,700円となっております。

52ページを御覧ください。調整方針(案)は、「(1)海田町の消防団は、広島市安芸消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市域内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。(2)海田町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。」としております。

続きまして、53ページの議題18を御覧ください。「税の取扱い」でございます。

現況でございますが、1の「個人市・町民税」には、均等割と所得割があります。そのうち均等割については、広島市と海田町ともに標準税率を採用しています。この標準税率は、地方団体の人口規模に応じて定められており、広島市は年額3,000円であるのに対し、海田町は年額2,000円となっております。

次に、2の「法人市・町民税」には、均等割と法人税割があります。そのうち法人税割については、大法人に係る税率が広島市は制限税率の14.7パーセントであるのに対し、海田町は超過税率の14.2パーセントとなっております。

次に、3の「事業所税」です。事業所税は、人口30万以上の都市等において課税するものですので、広島市は課税しておりますが、海田町は課税団体ではないため、課税できないものとなっております。

最後に、4の「都市計画税」です。これは、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内の土地または家屋の所有者に課税されるものであり、広島市は課税しておりますが、海田町は課税していません。

54ページを御覧ください。調整方針(案)でございますが、「税は、広島市の制度に統一するものとする。」としております。ただし、次の各号に掲げる市税にあっては、それぞれ該当各号に定める

取扱いとすることとしております。

(1)の「市民税」につきましては、「個人に係る均等割の税率にあつては平成17年度から統一し、法人税割の税率にあつては合併の日以後に終了する事業年度分から統一する。」としております。次に、(2)の「事業所税」につきましては、「平成16年10月1日以後に終了する事業年度分(個人に係るものにあつては、平成16年分)から課税するものとする。」としております。最後に(3)の「都市計画税」につきましては、「平成16年度は課税しないこととし、平成17年度の税率は100分の0.1、平成18年度の税率は100分の0.2とし、平成19年度から税率100分の0.3に統一するものとする。」としております。

続きまして、55ページの議題19を御覧ください。「使用料、手数料、負担金等の取扱い」でございます。現況比較の欄にありますとおり、使用料については、広島市73件、海田町26件。手数料は広島市38件、海田町14件。負担金等は広島市9件、海田町5件。合計、広島市120件、海田町45件でございます。

調整方針(案)は、「使用料、手数料、負担金等については、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。

なお、56ページ以降に、これらと比較する資料をまとめております。

まず、56ページから60ページにかけまして、海田町にある使用料26件について、内容を記載しております。右側の欄には、海田町の使用料に対応する広島市の使用料を掲載しております。なお、公の施設の使用料については、先ほど「公の施設の取扱い」のところで御説明しました、現時点における合併後の施設の用途(予定)を掲載し、その施設の使用料を掲載しております。

さらに、名称に黒で塗りつぶした星印を付しているものは、経過措置をとるもの、また、白抜きの星印を付したものは、公の施設の合併後の用途等を調整中のものを示しています。

61ページを御覧ください。63ページにかけまして、広島市にある使用料73件を一覧にしております。

64ページを御覧ください。手数料の一覧表でございます。66ページにかけまして、海田町にある手数料14件について、内容を記載しております。右側の欄には、海田町の手数料に対応する広島市の手数料を記載しております。67と68ページは、広島市にある手数料38件を一覧にしております。

69ページを御覧ください。負担金等の一覧表でございます。海田町にある負担金等5件及び広島市にある負担金等9件の内容を一覧にしております。

続きまして、70ページの議題20を御覧ください。「補助金等の取扱い」でございます。

現況でございますが、補助金等の件数は、広島市及び海田町の両方にあるもの44件、広島市にのみあるもの144件、海田町にのみあるもの22件、合計で広島市は188件、海田町は66件となっております。

次に、調整方針(案)としましては、「補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。

71ページを御覧ください。広島市及び海田町の両方にある補助金等44件を掲げております。72ページから75ページにかけましては、広島市にのみあるもの144件を掲げております。76ページから80ページにかけましては、海田町にのみあるもの22件について、補助金等の内容と、備考欄に広島市の類似制度や経過措置等について説明しております。なお、名称に星印を付しているものが経過措置をとるものでございます。

続きまして、81ページの議題21を御覧ください。「国民健康保険事業の取扱い」でございます。

まず、現況比較でございます。大きな相違があるのは保険料の賦課方式でございますので、これを中心に御説明いたします。

2の「保険料の賦課状況」にありますとおり、広島市は保険料を採用し、海田町は保険税を採用しています。広島市と海田町の保険料率及び保険税率につきましては、(1)にありますように、広島市は所得割、均等割及び平等割の3方式、海田町においてはそれに資産割を加えた4方式を採用

しております。

(2)の「所得割算定基礎」は、広島市では市民税の所得割額を、海田町では国民健康保険独自の算定方式である前年度総所得額から住民税基礎控除相当額等を差し引いた額を採用しております。また、(3)の「限度額」は、医療分限度額が広島市は52万円で、海田町は法定限度額の53万円、(4)の「納期(回数)」は、広島市は6月から3月までの10回、海田町は7月から2月までの8回でございます。

次に、(6)の「保険料(税)」の現況比較でございますが、資料の83ページを御覧ください。所得段階別の保険料額について、夫婦と子ども1人の3人世帯で、給与収入世帯の場合を想定した比較表を別紙として掲げております。

下のグラフでもお示ししておりますが、所得の低い階層では海田町よりも広島市が低くなっており、給与収入が400万円のところで逆転し、それより所得の高い階層では広島市の保険料が高くなるというような制度の違いが御覧いただけます。

81ページの一番下の3にお戻りください。「被保険者証」の交付方法についてでございます。広島市では世帯ごとに1枚の被保険者証を交付しておりますが、海田町では昨年度から被保険者ごとに1枚の被保険者証を交付しております。

82ページを御覧ください。4の「保険給付」5の「保健事業」につきましては、ここに記載されているとおりでございます。

次に、調整方針(案)でございます。「国民健康保険事業については、広島市の制度に統一するものとする。」としております。ただし、経過措置として「(1)制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成16年度から2年度間、減額措置を講ずるものとする。(2)海田町発行の個人ごとの被保険者証は有効期限(平成16年9月30日)までそのまま使用し、それ以後は広島市の被保険者証を世帯ごとに発行するものとする。」としております。

続きまして、84ページの議題22を御覧ください。「介護保健事業の取扱い」でございます。

まず、現況比較でございます。最初に、「高齢者数等の状況」でございますが、広島市と海田町を比較いたしますと、高齢化率については、広島市の方が1.7ポイント高くなっております。また、要介護認定者が高齢者の中で占める割合である出現率についても、広島市の方が2.3ポイント高くなっております。

次に、65歳以上の方々に負担していただく「第1号被保険者保険料」についてでございます。介護保険制度における標準的な所得段階とされている第3段階の保険料、これを「基準額」と呼んでおりますが、現行の保険料の基準額で比較しますと、広島市は月額3,887円、海田町は月額3,817円となっており、海田町に比べ、広島市の方が70円高くなっております。

また、「普通徴収の方法によって徴収する第1号被保険者保険料の納期」については、若干違いがあります。その他各種事務の詳細な内容については、85ページから87ページまでお示ししております。

次に調整方針(案)でございますが、「介護保健事業については、広島市の制度に統一するものとする。なお、第1号被保険者保険料については、合併後に改めて算定した保険料率に統一するものとする。」としております。

続きまして、88ページの議題23を御覧ください。「保健・福祉事業の取扱い」でございます。

まず、現況比較でございます。ここでは、事業実施の対象となる要援護者等の状況を、平成15年3月末現在の人数と対人口比でお示ししております。

次に調整方針(案)でございますが、「保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。

具体的には、保健・福祉事業の内訳としまして、備考欄にお示ししておりますように、広島市と海田町の両方にある事業が149件、広島市にのみある事業が252件、海田町にのみある事業が16件となっており、合計でそれぞれ広島市の事業が401件、海田町の事業が165件ございます。それぞ

れの内訳について、89 ページから 100 ページにかけまして資料 1 から 3 としてお示ししております。

また、101 ページから 102 ページにかけまして、保育所の運営（保育料）について、現況と保育料の比較表をお付けしておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、103 ページの議題 24 を御覧ください。「ごみ及びし尿処理事業の取扱い」でございます。

まず、現況比較でございますが、1 の「ごみ処理事業」のうち（1）の「ごみの分別及び収集回数」についてでございます。

この表は、家庭から排出されるごみの分別区分と、収集回数をお示したものでございます。分別区分につきましては、プラスチック類の扱い、ペットボトルの収集区分、特定家庭用機器廃棄物いわゆるテレビ、冷蔵庫等の家電 4 品目の扱いが異なっておりますが、その他は同一の分別区分となっております。また、収集回数につきましては、可燃ごみ・不燃ごみは同じで、資源ごみ・ペットボトル・有害ごみ・大型ごみは、いずれも広島市の方が多くなっております。

なお、広島市では、平成 16 年 4 月 1 日から、容器包装プラスチックのリサイクルを実施するため、不燃ごみの分別区分を細分化するとともに、収集回数を変更する予定です。

次に 104 ページを御覧ください。（2）の「手数料」についてですが、家庭から排出される大型ごみの収集運搬及び事業所のごみの処理や処理業の許可申請に係る手数料を示したものでございます。

次に（3）の「資源物回収奨励金」についてでございますが、海田町では、資源ごみを自治会の協力を得てステーションで種類ごとに分け、それを別々の車両で回収し、リサイクルされております。この回収協力自治会に対し、資源物売払金の一部を奨励金として交付しておりますが、広島市にはこうした制度はございません。

次に 105 ページを御覧ください。2 の「し尿処理事業」の手数料についてでございます。

この表は、し尿処理に伴う手数料体系及び金額を示したもので、海田町分については、広島市、海田町、府中町、熊野町及び坂町で構成する安芸地区衛生施設管理組合の条例に定めているものでございます。手数料の体系は、広島市、海田町ともほぼ同一の内容となっており、一般家庭と一般家庭以外に大別して、金額を設定しております。いずれの場合も、広島市の方がかなり低い手数料の設定となっております。

次に調整方針（案）でございますが、「ごみ及びし尿処理事業については、広島市の制度に統一するものとする。ただし、大型ごみを除くごみの分別方法並びに収集の方法及び回数については、合併の日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、106 ページの議題 25 を御覧ください。「水道事業の取扱い」でございます。

1 の「水道料金」につきましては、このページから次のページにかけて掲げております。広島市、海田町ともに基本料金と従量料金の 2 部料金制で、使用水量が多くなるにつれて単価が高くなる逓増制を採用しております。

また、107 ページの 2 の「メーター使用料」につきましては、広島市は基本料金に含めて徴収しているため、メーター使用料としては設定しておりませんが、海田町は水道料金とは別に設定しております。

108 ページを御覧ください。参考としまして、「使用水量別料金比較」を掲載しております。これは、家事用・業務用等の用途別かつメーターの口径別、使用水量別に広島市と海田町の 1 か月当たりの水道料金を比較したものでございます。表の上から 3 段目の太枠で囲っております、海田町の家事用で設置件数が最も多い口径 13 ミリメートルの場合で、1 か月平均使用水量 20 立方メートルのケースで申し上げますと、消費税抜きで、広島市の 2,180 円に対して海田町は 1,900 円で、広島市の方が 280 円、約 14.7 パーセント高くなっております。

次に 109 ページを御覧ください。3 の「施設整備納付金」及び 4 の「設計審査手数料・工事検査手数料」でございます。これらは給水装置の新設や増設・変更等の際に、一時的な経費として徴収しているものでございます。

3の「施設整備納付金」は、広島市がすべて高くなっております。また、4の「設計審査手数料・工事検査手数料」ですが、表の右側にあります工事検査手数料の上から3段目、メーター口径25ミリメートルの場合を除きまして、広島市が高くなっています。以上が現況比較でございます。

続きまして、調整方針(案)でございますが、任意の合併協議会においては、「海田町が経営する水道事業は広島市が引き継ぐ。」また、同一給水区域内における利用者間の負担の公平性を確保する観点から「水道料金その他の給水条件については、広島市の制度に統一する。」とする調整方針案を提案しておりました。

これに対して、海田町委員から、「もう少し時間を取って協議調整をしてほしい」旨の意見が出され、水道料金の取扱いについては、引き続き法定協議会に向けて調整を行うこととなっていたものであります。

その後、先ほど御説明しました出張所の取扱いと同様に、任意協議会や住民説明会での住民の方からの要望や、海田町議会における水道料金の激変緩和措置を求める決議等を踏まえ、水道料金について2年程度の経過措置を設けてほしい旨、海田町から広島市に対して、繰り返し何度も要望されました。

広島市としても、広島市民及び海田町民ともに納得していただき、円滑な合併が実現できるよう、海田町と十分協議し、検討した結果、調整方針(案)としては、「海田町が経営する水道事業は、広島市が引き継ぎ、広島市の制度に統一するものとする。ただし、水道料金及びメーター使用料については、合併の日から平成18年3月31日までの間、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、111ページの議題26を御覧ください。「下水道事業の取扱い」でございます。

まず、現況でございます。1の「下水道使用料の使用料体系」についてでございます。この表は、1か月当たりの料金を示したものです。「一般家庭汚水」及び「営業汚水」の料金体系及び料金は、同一となっておりますが、「公衆浴場汚水」及び「プール及び土木工事等による汚水」は、料金体系及び料金とも若干相違し、いずれも広島市の方が低い料金となっております。

次に、2の「下水道事業受益者負担金」についてでございます。これは下水道が整備され、処理が開始されると、汚水の排除、水洗便所への改造により環境改善が図られ、利便性、快適性が向上するため、その区域内に土地を所有されている方に、下水道整備にかかる建設費の一部を負担していただく制度です。

負担金単価は1平方メートル当たり広島市が187円、海田町が460円で、徴収方法は、広島市が年4回の5年間で20回の分割徴収、海田町が年2回の5年間で10回の分割徴収となっております。

次に、112ページを御覧ください。3の「処理開始区域等の告示」ですが、これは下水道が整備され、下水道を使用できる区域、時期等をお知らせするものです。広島市は毎月20日に新たに処理可能となった区域を告示しておりますが、海田町では翌年の4月1日の年1回となっております。

次に、4の「私道内排水設備布設工事費補助金」ですが、これは私道のみ隣接する建物の所有者が、当該私道内に共同で排水設備を設置する場合に、その工事費の一部を補助する制度です。補助金の額は、付設工事に要する経費として認定する額の、広島市は4分の3、海田町は3分の2に相当する額となっております。

次に、5の「水洗便所設備資金貸付金」についてです。これは、水洗便所の普及促進を図るため、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、し尿浄化槽もしくは集合住宅などの大型浄化槽を廃止する資金を無利子で貸し付ける制度です。

貸付限度額及び償還金額は、広島市の場合、くみ取り便所改造工事が1戸につき52万円で月々1万円の償還、し尿浄化槽の廃止工事が1基につき50万円で月々1万円の償還、51人槽以上の大型浄化槽の廃止工事が1基につき認定工事費の8割を対象として250万円で40回の償還となっております。

海田町の場合は、くみ取り便所改造工事が1戸につき50万円で月々1万円の償還、し尿浄化槽の廃止工事は1基につき40万円で月々8,000円の償還、35人槽以上の大型浄化槽の廃止工事は1基に

つき 250 万円で月々 5 万円の償還となっております。以上が現況比較です。

次に、調整方針（案）としましては、「下水道事業は、広島市の制度に統一するものとする。」としております。

続きまして、議題 27「広島市・海田町合併建設計画（案）」について御説明いたします。別冊の資料でございます。

まず、説明に入る前に、本日の新聞報道にもありました、広島市の中期財政収支見通しにつきまして、御説明させていただきます。

広島市では、本年度、現在の財政健全化計画（計画期間平成 10 年～15 年度）に続く、次期財政健全化計画（計画期間平成 16 年度～19 年度）を策定することにしております。

今回示した中期財政収支見通しについては、何ら財政健全化策を講じないで現在の財政運営をそのまま継続した場合の、いわゆる自然体の状態で見込まれる財政収支について試算したものであります。

当然のことながら、今後策定する次期財政健全化計画の中では、この財政収支で見込まれる財源不足を本市独自に解消するための具体的な財政健全化策をとりまとめ、将来世代に負担を残さない健全な財政運営が可能となるよう計画を策定いたします。したがって、今後は、この次期財政健全化計画に沿った財政運営を行うため、合併建設計画の推進に影響を与えることはないと考えております。

それでは、合併建設計画（案）について、御説明いたします。

合併建設計画（案）は、合併特例法第 5 条の規定に基づき、合併後の海田地区の役割や位置付け、まちづくりの目標及びそれを実現するための具体的な事業計画などを示すものです。

資料の表紙をめくっていただきますと、目次がございますので御覧ください。

合併建設計画（案）は、大きく「第 1 序論」「第 2 基本構想」「第 3 事業計画」、裏面になりますが、「第 4 公共施設の統合整備」「第 5 財政計画」により構成しております。

今回お示ししている計画案は、昨年、任意協議会で大筋合意に至りました合併建設計画素案を基に、海田町の住民説明会の結果等を踏まえて、事業計画の各事業の再整理、財政計画の時点修正等を行ったものでございます。

「第 1 序論」「第 2 基本構想」「第 3 事業計画」及び「第 4 公共施設の統合整備」につきましては、後ほど、パワーポイントを使用しながら御説明させていただきますので、ここでは「第 5 財政計画」について、資料により御説明いたします。

29 ページをお開きください。「第 5 財政計画」でございます。

合併建設計画の策定に当たりましては、合併特例法第 5 条の規定により、合併市町村の財政計画を定めることとされており、これに基づいて、合併建設計画期間である平成 16 年度から 25 年度までの 10 か年度について、海田町と合併後の広島市の財政推計をお示したものでございます。

当財政計画は、一番下に記述しておりますように、一般会計を対象として、広島市の平成 15 年度 6 月補正後予算及び海田町の平成 15 年度当初予算をベースに、地方交付税の激変緩和措置や、優遇措置、合併建設計画に基づいて行う事業に要する経費について適用できる有利な地方債である合併特例債、さらには、合併推進交付金など国・県の合併支援策や、都市計画税、事業所税など税増収をはじめ、合併に伴う増減を勘案して推計したものでございます。

それでは、「広島市・海田町合併建設計画（案）」の内容につきまして、パワーポイントを使用し御説明いたします。準備に少しお時間をいただきたいと思います。

それでは、「広島市・海田町合併建設計画（案）」について御説明いたします。

「第 1 序論」でございます。序論は、「合併の必要性」「計画の概要」「広島市と海田町の概況」の 3 つで構成しております。

まず、「合併の必要性」でございます。

一つ目として、「日常生活圏の一体化への対応」でございます。

広島市と海田町は、日常生活圏が行政区域の枠を超えて広がっています。このため、合併によって一体的、計画的なまちづくりを進めるとともに、住民に身近な行政サービスの充実を図っていく必要があります。

二つ目として、「広島都市圏東部における拠点づくりの推進」でございます。

海田町は、広島都市圏東部の重要な拠点として、その発展に大きな影響を与えています。このため、合併によって都市基盤の整備を推進し、拠点機能のより一層の充実を図るなど、一体的なまちづくりを進めていく必要があります。

三つ目として、「地方分権の推進と行財政基盤の強化」でございます。

地方分権の推進や非常に厳しい財政状況といった情勢の中で、より快適で利便性に富んだ生活環境の提供をするため、合併によって効率的な行財政運営を行い、主体的、自立的なまちづくりを展開していく必要があります。

次に、「計画の概要」でございます。計画の概要は、「計画の趣旨」「計画の構成」「計画の期間」の3つで構成しております。

まず、「計画の趣旨」でございますが、この計画は、合併後の海田地区のまちづくりの目標や方向などを基本構想として定めるとともに、これに基づく事業計画を作成し、その実現により、速やかに広島市との一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものでございます。

次に、「計画の構成」でございますが、この計画は、「基本構想」「事業計画」「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」で構成しております。

また、「計画の期間」でございますが、平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）までの10年間としております。

次に「広島市と海田町の概況」でございます。「広島市と海田町の概況」は、「位置と地勢」「人口と世帯」の2つで構成しております。

まず、「位置と地勢」でございますが、広島市と海田町は広島県の西部に位置し、広島湾に面しております。面積は、広島市が741.75平方キロメートル、海田町が13.81平方キロメートル、両市・町合計で755.56平方キロメートルとなっております。

次に「人口と世帯」でございます。平成12年（2000年）国勢調査によりますと、広島市の人口は112万6,239人、世帯数は46万422世帯、海田町の人口は3万42人、世帯数は1万1,574世帯、両市・町合計で人口は115万6,281人、世帯数は47万1,996世帯となっております。

画面のグラフは、広島市と海田町の人口と世帯数の合計及び1世帯当たりの人員の推移を表したものでございます。昭和60年（1985年）以降の推移では、人口及び世帯数は増加傾向、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

続きまして、「第2 基本構想」でございます。基本構想は、海田地区の建設の基本方針を示すもので、「海田地区の広島市における位置付けと役割」「まちづくりの目標と方向」「土地利用構想」の3つで構成しております。

まず、「海田地区の広島市における位置付けと役割」でございます。海田町は、地理的にみて広島市安芸区の中央に位置しているだけでなく、日常生活面においても広島市とつながりが非常に強く、広島市と一体の都市としての様相を呈しています。

こうしたことから、海田地区は、今後とも市街地の整備による都市機能の強化と、幹線道路の沿道などにおける計画的な土地利用や魅力ある都市空間の形成などを通じて、広島都市圏東部の拠点としての役割を担っていくことが求められます。

また、交通の利便性、生活サービス機能の集積、瀬野川などの豊かな自然といった海田地区の特性を生かした良好な居住性の場を提供していく役割も担っています。

続きまして、「まちづくりの目標と方向」でございます。まず、まちづくりの目標といたしましては、海田地区の役割である、「広島都市圏東部の拠点づくり」と「良好な居住の場の提供」の2つを

目標として掲げております。

また、この目標のもとに、第3次海田町総合基本計画の理念を継承し、第4次広島市基本計画との整合性を図りつつ、まちづくりの3つの方向を掲げております。

まず、「活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり」でございます。海田地区、さらには安芸区全体の活力と魅力を高める都市機能の充実・強化と都市基盤の整備に取り組み、広島都市圏東部の拠点にふさわしいまちづくりを進めることにしております。

次に、「水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり」でございます。海田地区の豊富な自然資源や数多くの文化資源を生かし、水と緑を生かしたまちづくり、環境にやさしいまちづくり、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを進めることにしております。

次に、「ふれあいあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり」でございます。コミュニティのつながりなどを生かしながら、健康づくりや福祉のまちづくりに取り組むなど、ふれあいと交流に満ちた、安心して暮らせるまちづくりを進めることとしております。

続きまして、「海田地区土地利用構想」でございます。都市機能の充実・強化を図り、魅力ある都市空間を形成するため、都市軸や拠点地区の形成を推進することとしております。

具体的には、海田地区の都市構造を支える都市軸として、第4次広島市基本計画において設定されている東西連携軸、東放射軸に加え、東西連携軸から安芸区矢野地区へ延長する新たな都市軸を設定し、商業・業務機能などの拡充や機能的で魅力のある都市空間の形成を進めることにしております。

拠点地区として、都市機能の集積や交通の利便性などの面で拠点性を有する「地域拠点」及び、日常生活に身近な生活関連サービス施設等が立地し、生活や交流の中心となる「生活中心」を設定して、その形成促進に努めることとしております。

また、海田地区を土地利用や機能の配置状況などの特性に応じて、都市機能整備・産業活動ゾーン、居住ゾーン、自然緑地ゾーン、水域ゾーンの4つに区分し、それぞれの個性を生かした地域整備を推進することとしております。

続きまして、「第3 事業計画」でございます。事業計画は、基本構想で定められたまちづくりの目標やまちづくりの方向を実現するための具体的な施策を定めたもので、画面は施策体系図でございます。図の左から、基本構想で定めた2つの「まちづくりの目標」及び3つの「まちづくりの方向」を示し、さらに、この分類に沿って「主要施策」を整理しております。

それでは、まず、「活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり」に関する主要施策から説明させていただきます。

まず、地域拠点の整備でございます。基本構想で地域拠点として定めた安芸区役所周辺から海田市駅周辺までの地域において、都市機能の充実・強化等を進めてまいります。概算事業費は、430億1,400万円としております。

茶色の線が既存の主な道路、オレンジ色の線が東広島バイパスでございます。東広島バイパスは、現在、平面部が一部完成しており、県道矢野海田線として共用されております。

海田地区の拠点性の向上を一層図っていくため、広島市東部地区連続立体交差事業を推進してまいります。赤色の部分が連続立体交差事業の施行区間でございます。

また、連続立体交差事業の関連街路としまして、船越方面からJR山陽本線沿いの青崎中店線、海田瀬野線、上市石原線、JR呉線に沿った大正矢野線の整備を進めてまいります。

広島市東部地区連続立体交差事業の完成予想写真でございます。本事業は、JR山陽本線及び呉線を高架にし、鉄道による市街地分断の解消などを図る事業でございます。

連続立体交差事業及び関連街路整備事業の完成後のイメージ図でございます。海田地区内の高架区間の距離は、JR山陽本線が約1.6キロメートル、呉線が約1.7キロメートルとなっております。

また、連続立体交差事業と併せて、海田市駅南口の土地区画整理事業を進めてまいります。赤色の面で示した部分が施行区域でございます。

区画整理施工前の現況写真でございます。JR海田市駅と瀬野川に挟まれました赤色の線で囲んだ部分、約5.8ヘクタールが施行区域となっております。

区画整理事業完了後のまちのイメージ図でございます。

続きまして、「都市内道路の整備」について御説明いたします。概算事業費は91億1,700万円としております。

海田地区の平成14年度末現在の都市計画道路改良率は44.9パーセントで、これは広島市域の改良率66.1パーセントに比べて低い状況となっております。このため、都市計画道路を体系的に整備するとともに、生活道路についても拡幅・改良し、地区内の道路ネットワークの強化を図ります。

まず、街路整備事業といたしまして、既に工事中であります新開蟹原線の整備、中店小学校線の整備、広島南道路の平面部を構成する海田臨港線の整備を行ってまいります。

また、道路整備事業としまして、町道6号線、町道10号線など、町内道路の改良、仮称でございますが新畝橋の整備を行ってまいります。

以上の鉄道や道路の整備により、基本構想で定めました「東西連携軸及びこれを延長する新たな都市軸」並びに「東放射軸」の形成を促進し、東部の拠点にふさわしいまちづくりを進めてまいります。

画面は、海田地区で予定しております事業を実施した後の主な交通ネットワークを模式化したものでございます。

外側の、外側の青色の円が安芸区、中央の黄色の部分海田地区を、また、図面上部の黒い点線がJR、赤い丸の連続が広島市東部地区連続立体交差事業を示しております。

青く太い実線は東広島バイパスや国道2号線などの広域幹線道路、細い実線が県道広島海田線などの幹線道路、点線が新開蟹原線などの補助幹線道路を示しており、東西南北に走る幹線道路や環状線を整備することにより、海田地区の交通ネットワークを構築してまいります。

続きまして、「水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり」に関する主要施策について、御説明いたします。

まず、公園の整備についてでございます。概算事業費は、61億1,300万円としております。

海田地区の公園は、平成14年度末現在都市計画決定された26.98ヘクタールのうち、16.56ヘクタールが整備されていますが、住民一人当たりの整備面積は、広島市域の7.59平方メートルに比べ、5.44平方メートルと低い状況にあります。

また、近隣公園や街区公園などの住民に身近な住区基幹公園についても、住民一人当たりの整備面積に大きな較差があることから、公園の整備を推進していきます。

公園整備の具体的な事業の一つとして、スポーツ、レクリエーション、憩いの場として総合的な機能を有する海田総合公園の整備を推進してまいります。

海田総合公園の平面図でございます。画面右側の第1期(14ヘクタール、野球場・テニスコート・遊具広場など)の整備につきましては、平成13年度にほぼ事業が完了しております。

このたびの事業計画では、画面左側の第2期(10.1ヘクタール、キャンプ場・散策路など)の整備を行ってまいります。また、近隣公園を1か所整備します。

続きまして、街区公園について御説明いたします。緑色の点は既存の街区公園の位置、緑色の点を囲む円は各街区公園の誘致距離250メートルを示しております。

駅南1号公園と駅南2号公園は、海田市駅南口土地区画整理事業に伴い整備する公園でございます。そのほか、4つの街区公園を整備してまいります。

次に、「上水道の整備」を推進してまいります。概算事業費は31億3,700万円としております。

安定した給水の確保及び施設の効率的運用を図るため、老朽化している海田町の浄水場からの給水に替えて、広島市の黄金山配水池及び矢野配水池から給水してまいります。

そのため、黄金山配水池系配水管の布設などを行う配水管整備事業、矢野配水場の送水ポンプ増設などを行う配水場整備事業、常時監視装置の設置を行う監視設備整備事業を推進してまいります。

現在の海田地区の配水区でございます。蟹原配水区、国信配水区、砂走配水区、三迫配水区の4配水区となっております。

合併後の配水計画でございます。御覧のように、黄金山配水池から矢野配水池、国信配水池、三迫配水池等を経由して給水することとしております。また、赤線で示しております部分の管を新設・補強することとしております。

次に、「下水道の整備」を推進してまいります。概算事業費は115億5,800万円としております。

海田地区の下水道普及率は、平成14年度末現在73.2パーセントで、広島市域の91.1パーセントに比べ、低い状況にあります。このため、汚水管の整備を推進し、整備水準の均衡を図ってまいります。

画面は、公共下水道事業であります汚水管の整備計画図でございます。緑色の部分が合併前に施行する区域、ピンク色の部分が合併後に施行する区域を示しております。

同じく公共下水道事業であります雨水管の整備計画図でございます。緑色の線が合併前に施行する幹線、赤色の線が合併後に施行する幹線を示しております。

続きまして、「ふれあいあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり」に関する主要施策について御説明いたします。

「生涯学習関連施設の整備」としまして、海田公民館、海田東公民館の整備に4億5,700万円、「コミュニティ活動の場の整備」としまして、集会所2か所の建設に2億1,800万円、「教育環境の整備」としまして、海田東小学校、海田中学校の整備に10億7,400万円、「子育てにやさしい環境づくり」としまして、児童館の建設に1億3,700万円、「福祉のまちづくりの推進」としまして、手すりの設置や段差の解消など公共施設の福祉環境の整備・改善に1億1,000万円、「スポーツ・レクリエーション活動の場の整備」としまして、仮称ではございますが、織田幹雄記念館の建設に10億4,000万円としております。

また、「災害に強いまちづくりの推進」につきまして、概算事業費は3億3,600万円としております。

「防災行政無線の整備」としまして、屋外受信機2機、屋内受信機の設置、「消防団の充実・強化」としまして、消防団車庫の建設4か所及び小型動力ポンプ積載車の配備1台、消防ポンプ自動車の更新1台、震災時等における円滑な消火活動と飲料水等の確保を図るための防火水槽の設置1基、「防災備蓄」としまして、食料、生活必需品の学校倉庫への備蓄、また、「広島県の行う事業」としまして、急傾斜地崩壊対策事業及び東桜木川の砂防えん堤、護岸などの通常砂防事業を行ってまいります。

以上、御説明いたしました事業の概算事業費のまとめでございますが、「活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり」に521億3,100万円、「水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり」に208億800万円、「ふれあいあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり」に33億7,200万円、小計763億1,100万円、「事業実施に伴う公債費」73億7,600万円を含め、概算事業費は合計836億8,700万円でございます。

なお、概算事業費の小計763億1,100万円は、昨年、任意の合併協議会で合意した事業費と同額となっております。事業実施に伴う公債費73億7,600万円は、現在の借入金利で再計算しております。

最後に、「第4 公共施設の統合整備」でございますが、公共的施設の統合整備に当たっては、住民の方々の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性や地域間バランス、財政事情などを考慮しながら、既存施設の有効活用や効率的な管理運営などに計画的に取り組んでいくこととしております。

「広島市・海田町合併建設計画」の御説明は、以上のとおりでございます。これで、議題4から議題の27の御説明を終わらせていただきます。

(秋葉会長)

事務局の説明、大変長い時間御苦労さまでした。それから、お聞きになる皆さんも大変御苦労さまでした。

それでは、御意見・御質問があれば。はい、どうぞ、佐中委員。

(佐中委員)

それでは、議題5の23ページですけれども、合併の期日が平成16年4月1日と設定をしております。私はですね、国や県の押しつけと海田町長の自分の任期中に合併をするということから、合併特例法の期限を1年残して、ものすごいスピードで今日まで進めてきたところに大きな問題があるというように考えるわけです。

今年、広島市長選挙と市議会選挙がありましたので、先ほどから御案内のように、7月からの任意協議会が設置をされ、その後、12月まで任意協議会が5回開催されております。この間、海田町議会合併問題調査特別委員会は17回開催をされ、議員も町民も理解するのに時間が必要であり、消化不良で急ぎすぎでございます。

今、急いで合併に走らない、冷静な判断が求められております。しかも、町民には、任意協議会でいろいろ審議した内容はほぼ町民に明らかになっております。この問題で、平成16年5月には町長選挙が控えております。町長の任期満了です。住民投票を実施しないのなら、せめて16年5月の町長選挙で、信を問うことが求められておるわけでございます。最低でも、平成17年3月いっぱいまでに合併をしても遅くないし、我々の議会の中でも、その声がだんだん多くなりました。

そういう声から、3月には、平成15年度一般会計予算案は、予算委員会で否決をし、本会議では可決をされました。7月4日には、1票差で法定協議会が可決をされました。7月28日には、いろいろ議会の中であったのですが、河野議長は辞職を表明されております。また同日、合併問題調査特別委員会の前田委員長は辞任をされ、このことによって、御市と海田町の合併は、議会の勢力は拮抗をなしております。

そこで、お尋ねをいたしますが、仮にもう1年延ばすことによって、平成17年3月いっぱいまでに合併することになったら、どんな不利益があるのか。これまでの説明、町の説明の中では、合併の建設計画が見直されるから、減額になる。総額が減額になるという説明は聞いております。これが本当にどうなのか。お尋ねをするわけです。

もう一つは、府中町や熊野町、坂町、湯来町が、広島市と合併をする方向がなかったとして、実際、現況のまま1年延ばしたら、いわゆる不利益になるという点は何なのか、お尋ねをするわけです。

すみませんが、一問一答ですか。それとも、私、よけいあるんですが。

(秋葉会長)

いくつぐらいあるんですか。

(佐中委員)

20ぐらいあります。

(秋葉会長)

一問一答の方が、恐らく。

(佐中委員)

あっ、いいですね。はい、じゃあお願いします。

(秋葉会長)

一問一答といっても2つぐらいに。

(佐中委員)

もう一つ、じゃあ。もう一つは、議題の9、29から30ページ。財産及び公の施設の取扱いについて。

(秋葉会長)

各議題ごとにしてください、議題ごとに。ですから今は議題5ですね。議題5について事務局の方から答えてもらって、次の議題については、また。

(佐中委員)

ああ、じゃあ一問一答ですね。はい、じゃあよろしく。

(秋葉会長)

では、事務局。

(平城事務局長)

平成16年4月1日の合併ということで、方針を出しておりますけれども、少しでも早い方が合併建設計画に基づいて、海田町のまちづくりが進んでいくこと等の判断等もございまして、16年4月1日を決めております。

先ほど、御質問がございましたけれども、1年遅れることによって不利益が、ということもございますけれども、これはあの、合併建設計画に係ります合併特例債等の話とも絡んでくると思いますが、総務省等ともいろいろとお話ししておりますけれども、最終的な結論ではございませんが、総務省とすれば、広島市と海田町との合併が1年遅れますと、まず、合併建設計画の今の規模は、かなり落ちると。合併特例債が対象となる額が、我々の想定では、3、40パーセントは落ちるといふふうに、総務省との協議でそういった見通しを得ております。したがって、これが17年3月ということになりますと、他の広島市の合併との問題も絡んできますけれども、そういったように、合併特例債等が大幅に落ちるといふことは、ある程度言えると思います。以上でございます。

(佐中委員)

この合併特例債も含む、いわゆる合併の総額が1年延ばすことによって、30から40パーセント落ちるといふ、その根拠をですね。想定されるという発言ですが、実際、私どもがもしそうなった場合に、想定では判断ができないと思うんですね。実際、どうなるかというシミュレーションを示してほしいんですが、いかがですか。

(秋葉会長)

事務局、お願いします。

(北吉事務局次長)

それでは、お答えします。ただいま、事務局長の方から説明がありました合併特例債の関係でございます。

これにつきましては、複雑な数式がございまして、広島市と海田町さんとが合併する場合に適用できます合併特例債の額、それと、例えば広島市とほかの、海田町さん以外と合併する場合の特例債の額、それぞれの計算によって数字が出てまいります。

例えば、今、今回の合併建設計画では、約 240 億円の特例債を適用しております。それが複数の団体、広島市と 2 つの町が合併する場合には、全然額が小さくなってしまいますので、海田町さんへ配分できる合併特例債の額というのは、確実に小さくなります。それは事実でございます。それが、今申し上げました、30 パーセント程度は特例債の額が減ると。それが減ることによって、当然、合併建設計画の規模そのものも見直しをかける必要がある。こういうことでございます。以上でございます。

(佐中委員)

いつまでもその問題を言いたくありませんが、私が先ほど尋ねたのは、湯来町も、府中町も、熊野町も、坂町も合併をしないことを前提にして、ということなので。まあ、それはいいです。次にいきます。いいですね。

議題 9、これも大事なことで、ぜひ議長の市長さんにもお願いをしたいんですが、財産及び公の施設の取扱いについての問題です。

先ほど、資料説明がございました。一般会計、特別会計、企業会計、起債残高が今、示されましたけれども、この資料は平成 14 年度の残高の見込みであるという説明でした。特に基金の問題で、御市の残高は、財調が 84 億 8,171 万円、我が海田町は 13 億 7,224 万 8 千円とあります。今年度はいろいろ流用されて、取り崩されて流用され、事業の内容にもいろいろよると思いますけれども、御市の一般会計、約 5,500 億円の程度だと思いますが、財政規模で財政調整基金が約 84 億 8,000 万円、海田町は平成 14 年度の一般会計は 85 億円で、財政調整基金は 13 億 7,224 万円です。また、借金に当たる起債残高は一般会計、特別会計、企業会計など、事業内容などを考慮しても、いろいろ考慮してもですね、御市は 1 兆 6,512 億円。一人当たり直しますと 147 万円になるわけです。我が海田町は 199 億 2,711 万円にあたり、一人当たり 66 万円になります。その差 2.2 倍あります。

私は、全国 13 ある政令都市の中で、大阪市に続いて財政悪化という報道が、NHKで報道されたことを思い出します。決して私どもの町も裕福ではありません。が、もしもこの現状のまま御市と合併することになれば、合併建設計画の 10 年間はそれに基づく事業は実現をされても、その 5 年、10 年、15 年、あるいは 20 年の海田町は、本当にどうなるのかというのが不安であります。ましてや、安芸区全体で海田町はどのような投資的経費が、その事業が、見込まれているのか。いまだに私は説明も受けてないですから、見通しがありません。

私は、議員になって 30 年になります。この間、船越町とか瀬野川町、矢野町、阿戸町、阿戸村、それから安芸町も、当時、合併をいたしました。当時、合併をしなければバスに乗り遅れるということで、私もほんとにせないかなのかなあと思いながらも、今日、30 年たってきたわけですが、しかし、この付近の状況を見ますと、例えば、私、議会でいつも言うんですが、新幹線に乗って海田町に帰る場合、新幹線の下をずっと行くと、府中町で行き詰まっている。あの船越峠は広島市なんですね。それから、海田町に帰って、瀬野川へ行こうと思えば、瀬野川の境のところ止まる。矢野へ行こうと思えば、矢野のところ止まっている。矢野を無理して坂町に行くと、坂町が広がる。この 30 年間で、生活道路という、こうした投資的経費は、なかなか広島市は進んでいない。他の行政は進んだ面はあるとはまあ思いますけれども。

そういう状況もありますから、私は 10 年間の合併建設計画以外にですね、本当に安芸区の中心となる海田町にどれだけ事業を見込んでおられるのか。投資的経費はどのくらいずっと進むのか。これを説明をしてもらいたいと思います。それができなければ、財政局長、あるいは企画局長で、ぜひ海田町の議会に説明に来ていただきたい。このように思うんですが、市長さん並びに担当者はどうにお考えですか。お尋ねをいたします。

(秋葉会長)

はい、事務局お願いします。

(平城事務局長)

お答えさせていただきます。海田町の方に、我々とすれば、かなりの規模の合併建設計画をさせていただきます。で、海田町ですね、今後の財政推計をする際に、我々としても御説明を受けて、いろいろ海田町の財政状況等も調べさせていただいておりますけれども、海田町におきましては、申し訳ございませんが、今後はほとんど新たな財政投資が、投資的経費、事業はできないような状況がある中で、我々とすれば海田町のまちづくりのために、合併のための国の財政的な支援等を活用しながらですね、かなりの投資の事業をやらせていただくということでございますので、そこらあたりは御理解いただきたいと思います。

それから、合併建設計画が済んだ後のことにつきましては、そのときの財政状況等によって、また、それ以外の地区とのいろいろな均衡等、また、いろんな事業の必要性等をにらみながらやっていくことでございますので、今の時点で10年経過後のことまでは、具体的なお話はできないかと思っております。以上です。

(佐中委員)

市長さんから。

(秋葉会長)

いや、もう事務局の方で答えていただきましたので。

(佐中委員)

10年後の財政見通しがない。まあ、御市の財政状況はいろいろなマスコミの報道によって、多少なりとも私、知識を得ておりますし、今日の新聞でしたか、それらも報道されておりましたけれども、そうした中で、我々の町は、加藤町長は今19年やっておられますけれども、平均をいたしますと投資的経費は約24億円ございます。この中で、海田町にこうした建設的な事業が着々とされてきて、先ほど言ったような差が出てきたわけでございます。

ですから、10年間だけの合併の建設計画では、これは法に基づいて行うわけですから当たり前のことだと思います。私が問題にするのは、私どもは10年、20年、30年、生きていかないかん。また、私の子どもや、また、大勢の海田町民のそうした若い世代が、本当に暮らしやすいまちづくりをつくるかどうか。これが地方自治体の基本であります。

10年先の見通しができないというようなこういう無責任な発言は、私は控えてもらいたいし、必ず海田町議会に、私どもではなくて、全議員に、そのことを明らかにして、本当のまちづくりはこうなのだと。もしそれができないのであれば、できないということを海田の議会の特別委員会に来て説明してほしいというように思うのですが、事務局の方はまあそういうことです。市長はどうですか。お尋ねをいたします。

(秋葉会長)

答弁について答えれば・・・。

(佐中委員)

財政局長、企画局長を送っていただけて、説明されるかどうかということをお願いします。

(秋葉会長)

それは、海田町議会から、正式の手続を経てですね、広島市の職員に対して議会で答弁をしてほしいと。これは自治体間のことになりますので、正規の手続をとっていただければ、しかるべく、

手続を経た後にそれは可能かどうか、議会の様々な規則がありますので、それを精査した上で、可能であれば、答弁することにはやぶさかではありませんけれども。

ただ、ただいまの御質問の内容はですね、10年先の財政状況について、どういう予測があるのかということでございますので、実は、やはり10年先の財政状況の予測について、これはどのような人間が答えてもですね、それが保証になるということはありませんし、これも例えば広島市の財政状況を考えましても、これも広島市のみならず、全国の自治体共通の日本の経済状況に非常に大きくこれは左右されておりますので、その点について広島市の職員が責任を持って答えるということの適、不適については、やはり別の次元から精査する必要があると私は考えます。

よろしいですか。そのほかの質問がございましたら。はい、どうぞ。

(崎本委員)

議題の15でちょっとお願いします。最初にですね、広島市では、行政機関は今の連絡所と出張所はどのような違いがありますか。ちょっとその説明をお願いします。

(秋葉会長)

はい、事務局をお願いします。連絡所と出張所の違い。

(事務局・広島市市民局区政調整担当課長)

市民局区政調整担当課長でございます。

連絡所におきましては、戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明、市税等の徴収金の証明の交付業務を行っております。また、出張所におきましては、これらに加えまして、国民年金、国民健康保険、老人医療費の関係、児童福祉等の申請受付等の業務も行っております。以上でございます。

(崎本委員)

はい。

(秋葉会長)

はい、どうぞ。

(崎本委員)

私は町民の代表としてですよね、広島市との合併に対する決議ですね、住民の非常な要望がありまして、ぜひとも海田町に出張所等を設置することを広島市に強く強く要望いたしましたが、その結果ですよね、広島市は新聞にでも、住民の要望が強かったことを踏まえ、今の連絡所を設置するといわれて、こう新聞報道にも書いてありますが、議会としては、どうしても出張所等を設置してもらわなければ、住民の不安が取り除けないと思いますが、その点、改めて特別の配慮がされていただけるかどうか。お願いいたします。

(秋葉会長)

はい、事務局、お願いします。

(平城事務局長)

今回の出張所に替えまして連絡所ということで御提案させていただきましたけれども、これは海田町長さんあたりから、いろいろな住民説明会での意向等もいろいろとお聞かせいただきまして、その中で広島市として、いろいろと、どういたしますか、検討できる、これはぎりぎりの線ということで、今回の連絡所を出させていただきます。出張所につきましては、連絡所に替えて出張

所ということは、これ以上の検討は難しいかと思っております。

(秋葉会長)

はい、どうぞ。

(崎本委員)

私が申しますのはね、説明会やいろいろですよね、広島市の方針では、出張所等は5キロ以内はやらないという説明をいろいろと聞きましたが、私の考えではですね、私の町の近隣に矢野にも出張所等があります。その矢野にも出張所があることを考慮してですね、海田町民のためにですね、不安が残らないよう、出張所等を設置してもらえばですね、住民のためにも非常に不安が取り除けて、今の要望等も異なると思いますが、改めてよろしくをお願いします。

(秋葉会長)

回答が必要ですか、要望ということでよろしいですか。

(崎本委員)

いや、すみません。すぐここで回答というわけにいきませんので、第2回目の回答でもいいです。改めて特段の配慮をお願いいたします。

(秋葉会長)

その他。どうぞ。

(河野委員)

水道事業についてちょっとお聞きしたいんですが、18年ごろまで暫定措置をされるというように聞いております。それと、水自体は現在、海田町は瀬野川水系の水を取っておりますけれども、これが太田川水系の水に替わるというように、また、聞いているわけがございます。

それで、瀬野川水系の水というのがですね、瀬野地区、中野地区、畑賀地区が、浄水が、失礼、浄化槽がどんどん整備されまして、水はますますきれいになりつつあるという状況の中で、この水を使わないで、瀬野川の・・・、太田川の水が悪いというんじゃないのですけれども、名水とまでいわれるこの瀬野川の水を人間が使わないということはないんじゃないかなと、というような気がするわけです。水というのは、やはり人間が生活していく一つの権利の中のものでございますから、海田町の施設が古くなれば、それは新しく更新ということもあるでしょうけども、この水を使わないというように聞いておることについて、私の間違いであればいいんですけども、そこら辺をちょっとただしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

(秋葉会長)

水道については、はい。

(事務局・広島市水道局計画課長)

水道局の計画課長でございます。

瀬野川の水質でございますが、河川の汚濁を示します代表的な指標でありますBOD 生物学的酸素要求量でございますが、この数値を13年度平均値で見ますと、瀬野川につきましては、1リットル当たり1.7ミリグラム、一方、太田川につきましては0.5ミリグラムと、現在の状況は太田川の方が質的にはよいという状況でございます。

で、瀬野川の水をなぜ使わないのかという御質問ですが、今回、御提案申し上げております合併

建設計画案では、海田町の浄水場につきましては、広島市からの給水が可能となり次第、順次稼働を停止するというようにしてありまして、これにつきましては、海田町の蟹原浄水場と国信浄水場のこの2つがございますが、この2つの浄水場はいずれも規模が小さいうえ、老朽化に伴う改良・更新期を現在迎えてありまして、引き続き将来的に使用するということになりますと、早い時期に大規模な施設の改良が必要となる。また、両浄水場とも、住宅密集地に位置しているうえ、敷地が狭く、隣地境界から浄水処理施設までの距離がないことから、危機管理を考慮しますと、将来にわたって安全性を確保するということが非常に困難な立地条件である。さらには、現在、広島市の給水能力にも余力がございますし、海田町内には、現在、広島市が給水しております安芸区矢野地区、あるいは安芸郡坂町、これに給水するための広島市の配水管が既に布設してございます。これらを利用して海田町へ給水することによりまして、施設整備の効率化とか、ランニングコストの節減を図るということで、広島市からの給水に切り替えるということにしたものでございます。以上です。

(秋葉会長)

その他の御質問、御意見はございますか。中岡委員。

(中岡委員)

私は資源物回収奨励金の問題についてちょっとお尋ねをしておきます。任意協議会の中では、当分の間ということで大筋合意をしておりましたが、それが3年間ということになっております。先例をみますと、大体5年間ということになっておりますので、この資源物回収奨励金の当分の間というのは、恐らく5年ぐらいだろうということで判断をしておりましたけれども、3年間というふうになりましたけれども、これを5年間というわけにはいきませんかどうかをお尋ねをいたします。

(秋葉会長)

はい、一番後ろ。

(事務局・広島市環境局業務第一課長)

環境局業務第一課長でございます。

資源回収奨励金ということでございますけれども、ごみの分別の仕方の問題でございます。基本的には、ごみの分別の仕方、海田町と広島市、異なっているわけでございますが、やはり基本的には、ごみの分別につきましては、同じ行政区域内では市民サービスの公平性の確保であるとか、効率的なごみの処理の推進等の観点から、できるだけ早期に統一すべきだということで考えてございます。

で、この資源の選別の奨励金でございますが、これはごみの分別が違いまして、資源ごみを海田町では現在、地域の自治会の皆様がそれぞれ排出時点で分けられていると。そういったことに対する御負担をしていただいておりますということでの奨励金ということになってございます。広島市の場合の資源ごみにつきましては、市民の方がステーションに出されたあと、市が収集し、そのあと選別施設で一括、業者による収集をしております、そういった意味合いで市民に負担をかけているということで奨励金が出ているものでございまして、広島市として、ごみの分別を先ほど言いましたように、同一行政区域内での分別の統一というのを3年で考えてございます。したがって、3年間は分別が異なるわけございまして、基本的には3年間ということを考えているわけでございます。以上でございます。

(中岡委員)

この資源ごみの収集の仕方についてですけれども、海田町がこの制度を取り入れるについては、やはり先進地を研修するというので、自治会の皆さんが徳島の方へ研修に行かれて、非常にいい

方法だということで始めた事業でございます。したがって、今、広島市の方針は、わかりやすくいえば、何もかも一緒にわっと出して、それを業者に委託をして選別をするというようなやり方をやっておられるわけですが、海田町の方式そのものが非常にいいと私は判断してあるので、この制度を5年間ぐらいこう見ながら、その間にせめて安芸区ぐらいにずっと広げていく方法をとれんもんだらうかと。将来的には広島市全体ということもあるかも知れませんが、そういう方法を考えるのではなくて、何か今の回答を聞いておりますと、3年後にはもう何もかも一緒にごっちゃに出してくれりゃええんだと、住民の世話はいらないのだというようなふうに聞こえたんですけども。何か、私どもが判断をすると、後退ごみ政策といいますか、資源物の回収ということの後退になるような気がするのですけれども、それでいいものかどうかということが非常に残念でないので、今の海田方式を取り入れるという気持ちは全くございませんか。

(秋葉会長)
環境局。

(事務局・広島市環境局業務第一課長)
業務第一課長でございます。

資源ごみの自治会による分別、集団回収的な制度でございますけれども、今、確かに地元の自治会の方が協力するというのはいいい制度ということで、いろいろな各自治体でもやられているところがございます。私どもの広島市の方ではですね、一応、選別施設というのを設けまして、まず、今の海田町がおやりになられているやり方は、地元の住民の方にはかなりの負担がかかる。今、生活様式も変わってきて、共稼ぎの方あたりがなかなかそのお世話ができないとか、そういった負担がかかるという点と、それぞれのごみの種類ごとに運搬をする必要があるということで、収集運搬経費については、逆に経費がかかっているという問題がございます。広島市の場合は、確かに、そういうせつかく市民の方が分けられているのを1台のトラックで積んで帰るといった部分はございますが、一つの資源選別センターの中で効率的に分けていることと、運搬が安価につくという部分がございます。いろいろな広島市も地域の特性、例えば、箱、プラスチックの箱の中に、ブリキ缶、アルミ缶、あるいは新聞紙、ポロ布、分けるとなると、なかなかそういった、分ける広い土地がなかなか都市の事情でないと。それぞれの都市事情の中で育ってきたものがございまして、こういう方式をとっているんで、経費的にみても、そういった、それぞれ長所、短所あるかと思えます。できれば、広島市の方式で一元化した方が効率的だということに考えてございます。以上です。

(崎本委員)

ちょっともう一点、議題25の水道事業の取扱いについてです。新聞でも住民の要望が非常に強かったといわれていますから、2年の据置きを検討してもらって、非常に結構だと思いますが、私どもが申し上げているのはですね、広島市さんは4年に一度水道料金の改正をやっておられますよね。と話に聞きますが、4年ということは、18年度にちょうど当たります。それで、2年の経過措置を海田町がとってもらえた場合です。ちょうど18年度にですね、また何パーセントか水道料金が上がるようになるんですよ。ほいで、今、住民の説明ではですね、14.7パーセント、広島市の水道料金とあ、海田町が高いという説明をしておられる中でですね、2年の経過措置をとってもらって、4年に一度の改正で18年度にやられた場合です。また海田町は14.7パーセント、アルファ何パーセントか住民にアップがのしかかってくるわけでございますので、住民に配慮されたならばですね、私たち議会といたしましては、最低でも5年かいくらかの、やっぱり特別な配慮をしてもらえたら幸いに思いますが、これは配慮していただける考えはありますか、やっぱりありませんか。ちょっとそこをひとつお願いします。

(事務局・広島市水道局企画総務課長)

水道局の企画総務課長でございます。まず、経過措置の期間でございますが、水道料金及びメーター使用料の経過措置につきましては、先ほど事務局の説明にもございましたように、海田町さん側から本市に対しまして、2年程度の経過措置を設けてほしいという旨の強い要望がありましたこと、もう一点、水道を所管されております厚生労働省と協議をいたしましたところ、同一の給水区域内においては同じ料金を適用するのが原則であるが、市町村合併という特別な場合に当たっては、できるだけ短い期間で、期限を定めて経過措置を設けることは可能であるといった見解が得られたことから、2年という経過措置を設けたものでございます。

それからもう一点、2年の経過措置を設けても18年に値上げとなるのでは、ということにつきましては、本市といたしましては、平成14年度から17年度までの4年間の財政収支計画に基づいて、平成14年度に料金改定を実施いたしましたところでございます。また、ただいま2年目の中途ということでございますが、18年以降のことにつきましては、17年度時点での財政状況や、そのときの経済環境等々を見極めて判断することでございます。以上でございます。

(崎本委員)

私たちは、それは広島市側の意見はそうだと思いますが、例えばですよ、今、住民説明会で海田町の説明をされた場合はですよ、広島市でやったら14.7パーセント上がるという説明で町民はずっと受けてきちよるわけでございますよ。ほいで今、私も初めて海田町さん側から2年の経過措置をお願いされたと、初めて今日聞きましたが、私たち町民代表として、議会ではですよ、最低でも5年という今の年数をずっと言い続けてきたのが、私ら議会の中で、決議案の中にも、皆さん、議員の方も意見が統一していますが、それはそれとしてですよ、18年度になってみてわからないということじゃなしにですよ、今、広島市さんの市政では4年度に一回改正をされてずっと現行ですよ、改正されていることは、ずっと経過がきちよるわけでございます。それがちょうど18年度に、たまたまた同じでやったら、私たち議員といたしましてはね、ちょうどまた同じになったら、町民の方にうそを・・・うそではないのですが、やはり先のことはわからないと言われますが、もう先に目に見えたことでありますので、その値上げ済むまで、例えばですよ、私たち議会の要望といたしましては、5年の、最低でも5年ということ町民にアピールというか説明していますから、特別な配慮ができるものか、できないものか。これは第2回目の結論でもいいですが、そこらを議会の意見として、よろしく願いいたします。

(事務局・広島市水道局次長)

失礼します。水道局の次長でございます。料金の減免といいますが、この経過措置2年間ということでございますが、これはできるだけ海田町さんとしては長い期間してほしいという希望は十分理解しているつもりなんですけれども、今、海田町の水道事業の利益剰余金といいますが、これは平成15年度の予算ベースで、2億4,000万円という見込みになっております。この料金の据置きをいたしますと、1年間に減額に当たっての必要経費は1年間に1億2,000万円でございます。そうしますと、2億4,000万円が予定どおり剰余金として確保されれば、2年間のその減免についてはそれで補填できるということでございます。

水道事業につきましては、水道料金の収入でもって経営するという、いわゆる独立採算性ということになっておりまして、一般の税源等の投入はいたしておりません。したがって、これ以上の期間の減免をやりますと、要は他の水道の利用者に御負担いただいて減免措置をするというふうなことになりますので、我々としてはその御負担をほかの方に求めるというのは若干無理があるだろうということで、結論的に2年間、最大限の延長としては考えさせていただいたということでございますので、御理解をお願いいたします。

(秋葉会長)

その他の。はい、佐中委員。

(佐中委員)

戻りますがいいですね。議題 11。

(秋葉会長)

はい。

(佐中委員)

この議題の 11、合併後における旧議会議員の取扱いの問題でお尋ねをいたします。最終的には、御市の市長と我が海田町の町長が協議をして決めるという協議内容であります。どのように取り扱うのか、明らかにしてもらいたいと思うのです。

(秋葉会長)

はい、事務局、お願いします。

(平城事務局長)

合併後の旧町議会議員さんの取扱いでございますけれども、過去の合併の例に倣って取り扱っていくことになるかと思えます。ここの調整方針案で示させていただいたのも、過去の合併の際の協定書の内容を踏襲しまして、市長あるいは町長で協議するという事で定めておりますので、そういった形で今回もそれを踏襲して、こういった形にさせていただいております。

その具体的な議員さんの取扱いということは、両方の長の協議で決まるわけでございますけれども、参考までに、過去の例でどうなったかということをお説明させていただきますと、過去では、旧の町議会議員さんは地区開発審議会の委員さんに就任していただくということで、その町のまちづくりについて、いろいろと御意見をいただくということで、まあ、1年程度その旧の町議会議員の身分といいますか、議員報酬等もですね、ある程度保障しながら、そういった地区開発審議会の委員さんに就任しているというのが過去の例でございます。まだ結論が出ておりませんので、どのように扱うかということは過去の例に倣って市長さんと町長さんと話し合ってくださいということになるかと思えます。そういった状況でございます。

(佐中委員)

海田町長は合併をしたら退職をされるという。海田町長は、退職をすると、その方向で検討されている、というのを私は今、聞いているのですが、特別職は、町長はそうですね。しかし議会の中で、今本当に景気が悪い中で、町長が辞職を、退職をして、何も無いようなのに、議員だけが1年残って、今の言われる地区開発審議会の委員で1年手当をもらう。これは町民感情からみて許せないというふうに思うんですね。我々の議会の権限も、例えば議決権であるとか、選挙権であるとか、検査権であるとか、12項目権限があるのですが、全部剥奪をして、手当を渡す。これは、合併をしたら即きれいにね、これはもう皆終わり。そのために市議会議員がね、2名出ていくわけですから。何の権限も与えないのに、手当だけ出すということはね、私は今の状況からみて間違いだというふうに思うんですよ。合併をしたら一切手当を出さない。これがね、本当のやり方だと思うのですが、その点はどうですか。明確にしないからこういう発言が出てくるんですよ。今から協議をして決める、こういうことではいけないと思うんですよ。合併のこういう協定にするに当たって、別途協議をするような項目を私は一切残してはならないと思うのです。いかがですか、その点。

(秋葉会長)

事務局、お願いします。

(平城事務局長)

今、参考までに過去の例をとということで御説明させていただきましたので、このたびの海田町との合併に当たって、議員さんをどのようにするかということにつきましては、ここの調整方針案にございますので、また、ここの協議会の中でお話ししていただければというふうに思います。以上でございます。

(佐中委員)

議題の19の55ページですが、使用料、手数料、負担金等の問題です。町営住宅が、合併をすることによって25パーセント上がるんですね。経過措置が3年とあるわけですが、立地係数が0.9から1.1に上がるということから、国土省の指導ですか、そういう基準があって、そうならざるをえないということですが、経過措置3年とあります。海田町にも町営住宅がありますし、また県営住宅があるわけです。県営住宅の手ほどきを、どういうんですか、緩和措置ですか、これは全くなされてないんですね。合併をすることによって、町営住宅も県営住宅も上がるんですから、県営住宅の方にも緩和措置を申入れをすとか、あるいは何かの手だてをする。このことが必要だろうと思うんですが、その点はいかがですか。

(秋葉会長)

事務局、お願いします。

(事務局・広島市都市計画局住宅担当部長)

公営住宅につきまして、今お話がございましたとおり、3年間の経過措置を設けております。県営住宅については、今、御趣旨の説明がありましたようなことがございましたら、県の方へ我々の方からも一度話してみたいと思っております。以上でございます。

(秋葉会長)

どうぞ、多田委員。

(多田委員)

合併建設計画の中でですね、教育施設に関する予算が少ないという指摘は、先の任意協議会でもあったと思います。合併というのは、住民にとってメリットもございますが、デメリットもございます。合併のメリットとして、地域の中心である学校を新しく建て替えるということは非常に住民にアピールすると考えております。

市内にですね、確かに海田の学校よりも古い学校がたくさんあって、改築、その整備に多額の費用と年月がかかるということは十分承知しておりますが、先日、保護者、海田小学校と海田東小学校の保護者の方から、署名を添えて要望書が提出されていると思います。

耐震・耐力度調査で問題ありとされた校舎で子どもたちを勉強させるということが、我々保護者にとっても大変な不安材料になっております。折しも、宮城県地震でですね、小学校が大変な被害を受けたということをテレビで拝見いたしました。たまたま夏休みでしたので、子どもたちに被害がなかったのが幸いでしたが、避難所であります学校が、あのように被害を受けるということは、保護者のみならず、地域住民にとっても大変なショックでございます。

どうか、もう一度、建設計画の中に校舎の改築計画が入らないものか。それと、もし建設計画が変えられないのでしたら、一般会計の方でいつごろやっていただけるのか。その辺がもし明確にで

ければ、御答弁いただきたいと思います。

(北吉事務局次長)

ただいまの小中学校等の事業の件でございますけれども、実はこの合併建設計画の策定に当たりましては、昨年、海田町の第3次の総合計画この事業をすべて洗い出しまして、その中で海田町さんとも協議の上、事業の優先度、また重要性等を考慮しながら、また、財政計画等の整合性を図りながら、策定、事業の抽出、策定をしたものでございます。

海田町の小学校等につきましては、建設年次が昭和40年代以降と比較的新しいという状況の中で、耐震・耐力度調査の結果、数値の低かった、緊急性のあった海田中学校の校舎、また海田東小学校の体育館については、合併建設計画にきっちりと位置付けさせていただきました。

これ以外の部分、先ほどありました住民からの御要望があったという海田小学校の校舎、また小学校校舎等に、海田東小学校の校舎等につきましては、広島市の小中学校の調査結果、これと併せまして、今後、計画的にその耐震性の強化に向けての整備・改築を考えていくことになろうかと思えます。以上でございます。

(秋葉会長)

そろそろ、かなり時間がたっていますけれども、まだいろいろな御質問があるようですが、どうしますか。特に早急に、今日中に片付けられるぐらいのものであればいいのですが……。継続するんだったらどこかで休憩を取り入れるべきだと思いますし、今日中に片付かない、また、次回までどうしても時間がかかるということであれば、広島市の方は、8月6日の平和記念式典を控えており、様々な予定がある職員もたくさんおりますので、区切りのいいところで今回の協議委員会を切って、次回に回すということにさせていただこうかと。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

ということでよろしゅうございますか。

もし、そういった形でもよろしければ……。あるいは問題提起だけでも、時間がかかるので1点、2点であれば、今の時点で問題提起をして次回までに考えてきてほしいという点について、何か質問があれば、おっしゃっていただいても結構だと思います。あるいは、この委員会だけではなく、わかるべき事務局のほうにそれを伝えていただくことでも結構です。

それでは、大変長時間、皆さんありがとうございました。多岐にわたる御意見をいただきまして、今回、初めての協議会ということで、第2回の協議会では、さらに有意義な協議ができますよう、よろしく願いいたします。第2回の協議会について、現在の予定としては8月下旬に海田町で開催することとしております。詳細につきましては、後日、お知らせいたします。

特にありませんようでしたら、これで閉会いたします。長時間、いろいろとありがとうございました。

閉会午後5時20分

以上、第 1 回広島市・海田町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・海田町合併協議会会長 秋葉 忠利

広島市・海田町合併協議会委員 浅尾 宰正

広島市・海田町合併協議会委員 河野 道昭